

第12編 公園緑地編

第1章 基盤整備

第1節 適用

1. 本章は、公園緑地工事における施設撤去工、敷地造成工、植栽基盤工、法面工、公園カルバート工、擁壁工、仮設工、軽量盛土工、その他これらに類する工種について適用する。
2. 仮設工は、第3編第1章第10節仮設工の規定による。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとし、これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

- 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書
- 日本道路協会 道路土工要綱
- 日本道路協会 道路土工一盛土工指針
- 日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針
- 日本道路協会 道路土工一擁壁工指針
- 日本道路協会 道路土工一カルバート工指針
- 日本道路協会 道路土工一軟弱地盤対策工指針
- 日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針
- 日本道路協会 道路土工一土質調査指針
- 日本緑化センター 植栽基盤整備技術マニュアル
- 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル
- 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル
- 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル
- 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱
- 国土交通省 都市緑化における下水汚泥の施用指針
- 国土技術研究センター 河川土工マニュアル
- 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル
- 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻
- 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説
- 全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針
- 徳島県 土木構造物設計マニュアル（案） [土木構造物・橋梁編]
- 徳島県 土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案） [ボックスカルバート・擁壁編]
- 徳島県 土木構造物設計マニュアル（案） [樋門編]
- 徳島県 土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案） [樋門編]
- 国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準
- 国土交通省 発生土利用基準
- 国土交通省 東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針

第3節 施設撤去工

12-1-3-1 一般事項

1. 本節は、施設撤去工として構造物取壊し工、公園施設撤去工、移設工、伐採工、伐開工、発生材再利用工、その他これらに類する工種について定める。

2. 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1-1-1-23建設副産物の規定によらなければならない。
3. 受注者は、殻、発生材などの処理を行う場合は、関係法令に基づき適正に処理するものとし、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないように行わなければならない。
4. 受注者は、殻及び発生材の受入れ場所並びに時間について、**設計図書**に定めのない場合は、監督員の**指示**を受けなければならない。

12-1-3-2 構造物取壊し工

構造物取壊し工の施工については、第3編第1章第9節構造物撤去工の規定による。

12-1-3-3 公園施設撤去工

1. 受注者は、公園施設の撤去については、既存の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、**設計図書**に表示のない工作物、地下埋設物及び**設計図書**に示された内容と異なる工作物の撤去が必要となる場合は、監督員と**協議**しなければならない。

12-1-3-4 移設工

1. 受注者は、移設工の施工については、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 受注者は移設工の施工については、撤去移設対象箇所を撤去移設後に、土砂で埋戻さなければならない。また、撤去移設時に既設構造物に破損が生じた場合は、監督員の**指示**に従い、速やかに原形復旧しなければならない。
 - (2) 受注者は、移設物の設置については、設置箇所及びその周辺を、危険防止のため地表面下とも、障害物を除去した後、水はけ良く地均しして十分転圧しなければならない。
 - (3) 受注者は移設物の設置については、地盤高に注意し、水平でねじれないように施工しなければならない。
 - (4) 受注者は、移設する施設については、設置から工事完了までの期間、危険防止のため、仮囲いをし、安全措置をとらなければならない。
2. 受注者は、景石移設の施工については、石材の運搬に当たり、表面を損傷しないようにしなければならない。
3. 受注者は、景石の据え付けについては、**設計図書**に示されていない場合は、石の大きさ、形、色合いについて四方から観察して仮据えし、全体の納まりについて監督員と**協議**の上、本据えを行わなければならない。

12-1-3-5 伐採工

1. 受注者は、高木伐採、中低木伐採及び枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断するとともに主枝を切断の上、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法について、**設計図書**により難しい場合は、監督員と**協議**するものとする。
2. 受注者は、伐根の施工については、主要な根株を切断、掘り取りの上、撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。

12-1-3-6 伐開工

1. 受注者は、人力伐開、機械伐開除根の施工については、現況地盤に近い位置で樹木の伐開を行わなければならない。
2. 受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、**設計図書**によるものとするが、これに示されていない場合には、現場内において処理するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督員と**協議**するものとする。
3. 受注者は、伐開除根作業が**設計図書**に示されない場合は、表12-1-1に従い施工しなければならない。

表12-1-1 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木
盛土高 1 m を超える場	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左

合				
盛土高 1 m 以下の場合	根からすきとる	〃	抜根除去	〃

また、受注者は、表12-1-1の盛土高 1 m を越える場合であっても、根株が将来腐食して、盛土、構造物の基礎、地下埋設物に影響をおよぼすおそれがある場合は、監督員と協議しなければならない。

4. 受注者は、発生木材処分の施工については、設計図書に示されていない場合は、監督員と協議しなければならない。

12-1-3-7 発生材再利用工

受注者は、発生材再利用工の施工については、設計図書によるものとするが、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

第4節 敷地造成工

12-1-4-1 一般事項

本節は、敷地造成工として表土保全工、整地工、掘削工、盛土工、路床盛土工、法面整形工、残土処理工、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、パーチカルドレーン工、その他これらに類する工種について定める。

12-1-4-2 表土保全工

1. 表土保全工は、植栽に適した肥沃な表土を植栽用土壌として確保するために実施するものである。
2. 受注者は、表土掘削の施工については、設計図書によるものとするが、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、表土運搬の施工については、設計図書に示された場所に運搬し、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。
4. 受注者は、表土の仮置きが必要な場合は、乾燥防止、雨水による養分流出防止、風による飛散防止の処理を行い、表土を堆積して保管しなければならない。
5. 受注者は、表土を堆積して保管する場合は、堆積高さ、表面の養生について監督員の指示によらなければならない。

12-1-4-3 整地工

1. 受注者は、公園整地の施工については、残材、転石を除去し不陸のないように、地均しを行わなければならない。
2. 受注者は、公園整地の施工については、滞水しないように排水勾配をとらなければならない。
3. 受注者は、公園整地の施工については、敷地内の汚水桝に雨水が流入することのないように、なじみ良く仕上げなければならない。
4. 受注者は、公園整地の施工については、工事範囲と現況地盤とのすり合わせに不陸がないように、なじみ良く仕上げなければならない。

12-1-4-4 掘削工

掘削工の施工については、第1編1-2-4-2掘削工の規定による。

12-1-4-5 盛土工

盛土工の施工については、第1編1-2-3-3盛土工の規定による。

12-1-4-6 路体盛土工

路体盛土工の施工については、第1編1-2-4-3路体盛土工の規定による。

12-1-4-7 路床盛土工

路床盛土工の施工については、第1編1-2-4-4路床盛土工の規定による。

12-1-4-8 法面整形工

法面整形工の施工については、第1編1-2-4-5法面整形工の規定による。

12-1-4-9 置換工

置換工の施工については、第3編3-1-7-3置換工の規定による。

12-1-4-10 サンドマット工

サンドマット工の施工については、第3編3-1-7-6サンドマット工の規定による。

12-1-4-11 パーチカルドレーン工

バーチカルドレーン工の施工については、第3編3-1-7-7バーチカルドレーン工の規定による。

12-1-4-12 残土処理工

残土処理工の施工については、第1編1-2-3-7残土処理工の規定による。

12-1-4-13 路床安定処理工

路床安定処理工の施工については、第3編3-1-7-2路床安定処理工の規定による。

第5節 植栽基盤工

12-1-5-1 一般事項

1. 本節は、植栽基盤工として材料、透水層工、土層改良工、土性改良工、表土盛土工、人工地盤工、造形工、その他これらに類する工種について定める。
2. 植栽基盤工は、植栽地を植物の生育にふさわしい地盤（これを植栽基盤という）に改良、整備するために行うものであり、受注者はこの趣旨を踏まえて施工しなければならない。なお、植物の生育にふさわしい地盤は、透水性・保水性を合わせ持ち、植物の根が容易に伸長できる土層の厚さ・広がり・硬さを有するとともに、根の伸長に障害をおよぼす有害物質を含まず、植物の生育に適した酸度及び養分を有している土壌で構成する地盤のこととする。
3. 植栽基盤工の客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は**設計図書**によるものとする。なお、これに示されていない場合は、工事着手前に監督員と**協議**の上、ph、有害物質の試験を必要に応じて行わなければならない。

12-1-5-2 材 料

1. 表土盛土工及び人工地盤工で使用する土については、植栽する植物の生育に適した土壌で、生物の育成に有害なゴミ、きょう雑物、がれきを含まないものとする。
2. 土性改良工で使用する土壌改良材については、以下の規格に合格したもの又は、これと同等品以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
 - (1) 土壌改良材については、それぞれ本来の粒状・粉状・液状の形状を有し、異物及びきょう雑物の混入がなく、変質していないものとする。また、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れてあり、包装あるいは容器が損傷していないものとする。
 - (2) 無機質土壌改良材については不純物を含まないものとする。
 - (3) 有機質土壌改良材（バーク堆肥）については、樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物が混入していないものとする。
 - (4) 有機質土壌改良材（泥炭系）については、泥炭類であるピートモス、ピートを主としたもので、有害物が混入していないものとする。
 - (5) 有機質土壌改良材（下水汚泥コンポスト）については、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたものとし、有害物が混入していないものとする。
 - (6) バーク堆肥、泥炭系及び下水処理コンポスト以外の有機質土壌改良材については、有害物が混入していないものとする。
 - (7) 受注者は、**設計図書**に示された支給品を用いる場合は、監督員と**協議**しなければならない。
3. 土性改良工で使用する肥料については、以下の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**するものとする。
 - (1) 有機肥料については、それぞれの素材を肥料成分の損失がないよう加工されたもので、有害物が混入していない乾燥したものとする。
 - (2) 化学肥料については、それぞれ本来の粒状・固形・結晶の形状を有し、きょう雑物の混入していないものとし、指定の肥料成分を有し、変質していないものとする。
 - (3) 肥料については、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れ、商標又は、商品名・種類（成分表）・製造年月日・製造業者名・容量を明示するものとする。

12-1-5-3 透水層工

1. 開渠排水は、植栽基盤の周辺に溝を設置し、地表水の排水を図るとともに、外部からの地表水の流入を防ぐ方法とする。

暗渠排水は、植栽基盤下部に中空の管を設置し、これにより地中水を排水する方法とする。

縦穴排水は、植栽基盤の不透水層がある植栽樹木の周辺に縦に穴を掘り、その中に管を挿入し、透水性及び通気性の改善を図る方法のこととする。

2. 受注者は、開渠排水の施工については、滞水が生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、暗渠排水及び縦穴排水の施工については、施工前に雨水排水平面図だけでなく、関連する植栽平面図を参考に、排水管の位置、高さについて**確認**しなければならない。
4. 受注者は、**設計図書**に示された以外の場所に滞留水による植栽樹木への悪影響のおそれが予想される場合には、監督員に**報告**し、**指示**を受けなければならない。
5. 受注者は、開渠排水、暗渠排水、縦穴排水の施工については、地下埋設物の**確認**を行い、地下埋設物に損傷を与えないようにしなければならない。

12-1-5-4 土層改良工

1. 普通耕は、植栽基盤の表層部分を通常20cm程度、耕起することにより、土壤の団粒化、通気性、透水性を改良し、有効土層を拡大することとする。

深耕は、深い有効土層（通常40～60cm）を必要とする場合に行う植栽基盤の表層耕起のこととする。

混層耕は、植栽基盤の表層部と下層部の土壤の性質が異なる場合、混合耕耘により有効土層を確保し、土層構造の連続性を持たせることとする。

心土破碎は、土壤硬度が高く耕起や混層耕を実施することが難しい場合や、通気性、透水性が極端に悪い場合に、下層の硬い層を破碎し、土質を改善することとする。

2. 受注者は、普通耕、深耕、混層耕、心土破碎の施工については、**設計図書**によるものとし、過度の締固めを行わないようにしなければならない。
3. 受注者は、土壤構造を不良にする場合があるため、降雨直後には耕起を行ってはならない。
4. 受注者は、耕起回数の設定については、土壤条件、設計意図を考慮して、締固めの弊害が大きくなるように設定しなければならない。また、耕起回数が設定し難い場合は、試験施工を行い、監督員と**協議**の上、回数設定を行わなければならない。

12-1-5-5 土性改良工

1. 土性改良は、植栽基盤の物理性の改良を図ることとする。

中和剤施用は、植栽基盤の化学性の改良を図ることとする。

除塩は、塩類濃度の高い土壤を植栽基盤として使用可能な状態にすることとする。

2. 受注者は、土性改良の施工については、改良効果が十分に発揮されるよう土壤改良材を植栽基盤土壤に均一に混合しなければならない。
3. 受注者は、中和剤施用については、中和効果が十分に発揮されるよう中和剤を植栽基盤土壤に均一に混合しなければならない。
4. 受注者は、除塩の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、土壤の種類に対応した工法を選定しなければならない。
 - (2) 受注者は、土壤がヘドロである場合は、土壤が乾燥した時に耕耘を行い、乾燥、風化を促進させ、排水処理を施した後、早期に除塩効果を上げるため散水を行わなければならない。また、排水処理については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、監督員と**協議**しなければならない。
5. 受注者は、施肥については、**設計図書**に示す種類と量の肥料を過不足なく施用しなければならない。

12-1-5-6 表土盛土工

1. 表土盛土工の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、表土盛土材を仮置きする場合は、表土盛土堆積地の表面を短辺方向に沿って3～5%の表面排水勾配を設け、また、端部の法面勾配は1：1.8未満としなければならない。

- (2) 受注者は、敷均した表土と下層土とのなじみを良くするため、粗造成面をあらか

じめ耕起し、生物の育成に有害なものを取り除いた上で、**設計図書**に示された仕上り厚となるようにしなければならない。

2. 受注者は、表土盛土堆積地の崩壊防止、飛砂防止のため、**設計図書**に示された表面保護を行わなければならない。
3. 受注者は、流用表土盛土及び発生表土盛土、採取表土盛土、購入表土盛土の搬入時に、表土の品質の**確認**を行わなければならない。なお、堆積期間中に還元状態の進行や性状の劣化が認められた場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

12-1-5-7 人工地盤工

1. 防水の施工については、国土交通省公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）第3章防水改修工事の規定による。
2. 受注者は、押さえコンクリートの施工については、**設計図書**に示された仕上がり厚となるように施工しなければならない。
3. 受注者は、目地板の施工については、**設計図書**に示す種類、規格のものを、所定の位置、高さに設置し、押さえコンクリートに打込まなければならない。
4. 受注者は、人工地盤排水層の施工については、**設計図書**に示された仕上り厚となるように施工しなければならない。
5. 受注者は、フィルターの施工については、フィルターの破損がないことを**確認**し、すき間や折れのないように施工しなければならない。
6. 受注者は、防根シートの施工については、防根シートの破損がないことを**確認**し、すき間や折れのないように施工しなければならない。
7. 受注者は、人工地盤客土の施工については、**設計図書**に示された種類の客土材、仕上り厚となるように施工しなければならない。
8. 受注者は、立排水浸透柵の施工については、**設計図書**によらなければならない。
9. 受注者は、立排水浸透柵の施工については、人工地盤客土面と高さの調整が必要な場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

12-1-5-8 造形工

1. 築山は、平坦な敷地景観に変化を与えるために小さな山を作り、修景的な起伏を与える景姿作業のこととする。
2. 表面仕上げは、締固め作業の一環として、平面に盛土表面の不陸を取ること、又は、緩やかな起伏をつける修景的な整形仕上げ作業のこととする。
3. 受注者は、表面仕上げの施工については、残材、転石を除去し、平面部と起伏部がなじむよう、修景的配慮をしなければならない。
4. 受注者は、築山の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、**設計図書**に基づき位置、高さを設定し、周囲の条件に従って景姿の修正を行いながら仕上げなければならない。
 - (2) 受注者は、築山の表面仕上げについては、締固めすぎないように施工し、各種の排水施設の位置及び表面排水勾配を考慮して仕上げなければならない。
 - (3) 受注者は、監督員の**指示**する主要な部分の施工図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

第6節 法面工

12-1-6-1 一般事項

1. 本節は、法面工として材料、法面ネット工、法枠工、編柵工、植生工、かご工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、法面の施工については、「**道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編**」、「**道路土工盛土工指針 5-6盛土のり面の施工**」、「**のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工**」、「**グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説第7章施工**」の規定による。受注者はこれ以外の施工方法による場合は、施工前に**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

12-1-6-2 材 料

受注者は、法面ネット工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する

資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

12-1-6-3 法面ネット工

1. 受注者は、法面ネット工の施工については、ネットの境界にすき間が生じないようにし、ネットの荷重によってネットに破損が生じないようにネットを取り付けなければならない。
2. 法面ネットの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、ネットの金網を法面の凹凸に合わせてなじみ良く張り、金網の継目は編み込みとして、金網の連続性が失われないように施工しなければならない。
 - (2) 受注者は、法面に凹凸が多い場合は、アンカーピンを割増しするとともに、座金付コンクリート釘を使用して確実に留めなければならない。
 - (3) 受注者は、法肩部では巻き込みを十分に行わなければならない。なお、軟質な土壌で固定できない場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

12-1-6-4 法枠工

法枠工の施工については、第3編3-1-14-4法枠工の規定による。

12-1-6-5 編柵工

1. 編柵は、不安定な土砂の流失を防止することを目的とし、斜面上に等高線状又は階段状に設置することとする。
2. 受注者は、段切りを行う法面での編柵の施工については、段切りよりも前に編柵を施工してはならない。
3. 受注者は編柵の材料については、**設計図書**に示された材料で全部まかなえない場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得て他の材料を混用することができる。
4. 受注者は、編柵の施工については、粗朶の編み上げは緩みのないように上から締付けながら行い、最上端の2本は十分ねじりながら、若しくは鉄線で緊結し抜けないように仕上げなければならない。
5. 受注者は、樹脂製の編柵の色については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は監督員と**協議**しなければならない。

12-1-6-6 植生工

植生工の施工については、第3編3-1-14-2植生工の規定による。

12-1-6-7 かご工

かご工の施工については、第3編3-1-14-7かご工の規定による。

第7節 公園カルバート工

12-1-7-1 一般事項

1. 本節は、公園カルバート工として材料、作業土工、現場打函渠工、プレキャストカルバート工、その他これらに類する工種について定める。
2. 公園カルバート工の施工については、第3編3-1-3-28プレキャストカルバート工の規定による。

12-1-7-2 材 料

受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料については、**設計図書**によるものとするが記載なき場合は、「**道路土工 カルバート工指針4-4 使用材料, 4-5 許容応力度**」の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

12-1-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編3-1-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

12-1-7-4 現場打函渠工

1. 受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸が生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、1回（1日）のコンクリート打設高さを工事着手前に監督員に**提出**しなければならない。また、これを変更する場合には、変更の施工方法を監督員に**提出**しなければならない。
3. 受注者は、海岸部での施工については、塩害について第1編第3章第2節適用すべき諸基準第3項塩分の浸透防止により施工しなければならない。
4. 受注者は、目地材及び止水板の施工については、付着、水密性を保つように施工し

なければならない。

12-1-7-5 プレキャストカルバート工

プレキャストカルバート工の施工については、第3編3-1-3-28プレキャストカルバート工の規定による。

第8節 擁壁工

12-1-8-1 一般事項

1. 本節は、擁壁工として材料、作業土工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、小型擁壁工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積工、その他これらに類する工種について定める。
2. 擁壁工の施工については、「**道路土工－擁壁工指針5-11・6-10施工一般**」及び「**土木構造物標準設計第2巻解説書4.3施工上の注意事項**」の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

12-1-8-2 材 料

1. 受注者は、石積工の石材については、**設計図書**に示された石材の大きさ及び形状を用いるとともに、色合いに留意し、割れ、欠けのないものを選定しなければならない。
2. 受注者は、石積工の石材については、現場搬入前に写真又は見本品を監督員に**提出**しなければならない。
3. 受注者は、石積工の石材については、現場搬入後、施工前に品質、数量又は重量を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

12-1-8-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編3-1-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

12-1-8-4 現場打擁壁工

現場打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

12-1-8-5 プレキャスト擁壁工

プレキャスト擁壁の施工については、第3編3-1-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。

12-1-8-6 小型擁壁工

小型擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

12-1-8-7 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、第3編3-1-5-3コンクリートブロック工の規定による。

12-1-8-8 緑化ブロック工

緑化ブロック工の施工については、第3編3-1-5-4緑化ブロック工の規定による。

12-1-8-9 石積工

1. 石積工の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、石積工の施工については、第3編3-1-5-5石積（張）工の規定によらなければならない。
 - (2) 受注者は、石積工の施工については、設計意図を十分理解した上で施工しなければならない。
 - (3) 受注者は、材種、形状、色合い、周囲との取合いに十分考慮し、積み模様、張り模様に修景的配慮をしなければならない。
 - (4) 受注者は、根石、天端石、笠石の形状、大きさ、向きに考慮し、上に載せる石を想定して施工しなければならない。

なお、根石は、石積最下部に据えられ、上部の石の重量を受ける石のこととする。
天端石は、石積頂部に据えられる2面あるいは3面の見え掛かり面を持つ石のこととする。
笠石は、石積頂部に据えられる平らな加工された石で、稜線の通るものとする。
 - (5) 受注者は、石積工の施工については、強度や安定性、美観上好ましくない四ツ巻、八ツ巻、重箱、腮、棚、逆石、裏石（あぶり出し）、毛抜き、合端、笑い合端は避けなければならない。

なお、四ツ巻は石積みにおいて、石積みの正面から見たとき、1個の石を4個の石で取り囲んだような状況で積まれたものこととする。

八ツ巻は、石積みにおいて、石積みの正面から見たとき、1個の石を8個の石で取り囲んだような状況で積まれたものこととする。

重箱は、石積みにおいて、同じ大きさの石を2つ以上上下に重ねたものこととする。腮は、石積みにおいて、上段の石が下段の石の法線より前に出る目違いの一種のこととする。目違いは、石を積むとき、石積みの断面から見て、合端の線は一定の線上になるように積むが、この線が一定の線上になく、不規則な扇形をすることとする。

棚は、石積みにおいて、上段の石が下段の石の法線より、後ろに下がる目違いの一種のこととする。

逆石は、石が安定するように石の控え側を下向きになるように積むのが通常であるが、石の控え側を上向きの状態で積まれた石や、控えの大きいものを上石に、小さいものを下石に使用することとする。

裏石（あぶり出し）は、石の控えの寸法より、面の寸法を大きくしたものこととする。

毛抜き合端は、毛抜きの合端のように、石が互いに薄く接している合端のこととする。なお、合端は、石材と石材が接触する部分のこととする。

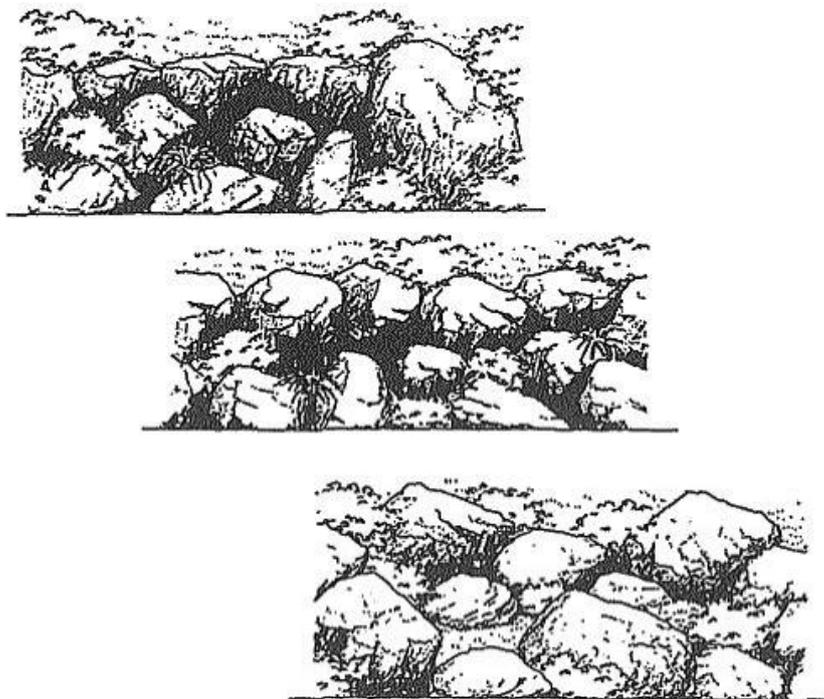
笑い合端は、石積みにおいて、合端の凸部同士が接触しているため、合端の接触面が小さく、石積みの全面から見ると隙間の多い状態で積まれているものこととする。

- (6) 受注者は、目地及び合端に植物を植栽する場合には、植栽スペースを確保しておかなければならない。
2. 受注者は、石積工の石材の運搬については、石材の表面を損傷しないように保護材で保護し十分留意しなければならない。
3. 受注者は、石積工の土ぎめの施工については、土が十分締固まるように、丁寧に突き固めて施工しなければならない。
4. 受注者は、石積工の裏込コンクリート及び目地モルタルの施工については、石の表面を汚さないように施工しなければならない。
5. 受注者は、練石積工の伸縮目地及び水抜管の施工については、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 受注者は、伸縮目地の施工については、**設計図書**に示された位置に施工し、修景的配慮をしなければならない。
 - (2) 受注者は、伸縮目地の施工については、石積延長20m以内に1箇所伸縮目地を設置し、特に地盤の変化する箇所、石積高さが著しく異なる箇所又は、石積の構造が異なる箇所には伸縮目地を設け、基礎部まで切断しなければならない。
 - (3) 受注者は、水抜管の施工については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、3㎡以内に1箇所の割合で、千鳥に設置しなければならない。ただし、湧水のある箇所の処理方法については、監督員と**協議**しなければならない。
6. 受注者は、石積工の目地の施工については、目地が石積の強度的な弱点となる芋目地又は通り目地、四ツ目にならないようにしなければならない。

なお、芋目地又は通り目地は、石積みの上から下まで目地が通っているものとする。

四ツ目は、石積の正面から見て、2方向の目地が十字あるいはX字状に交差するようなものとする。
7. 受注者は、崩れ積の施工については、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 崩れ積は、野面石を用いた石積で、下段の石の裏側に上段の石を差し込むようにして積み上げるものことで、積み上げた石の表面が不揃いで変化に富むものとする。

(崩れ積)

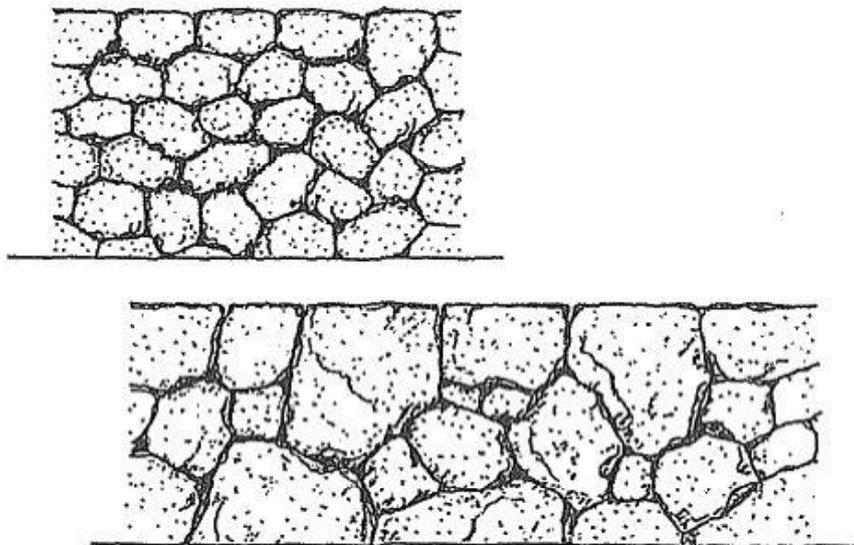


(2) 受注者は、崩れ積の施工については、石と石が2点以上かみ合うように施工しなければならない。

8. 受注者は、面積の施工については、以下の事項により施工しなければならない。

(1) 面積は、野面石を用いた石積で、大きさの異なる石材を、表面が平らになるように、面を合わせて積み上げるものことで、原則として、表面の加工は加えないものとする。

(面積)



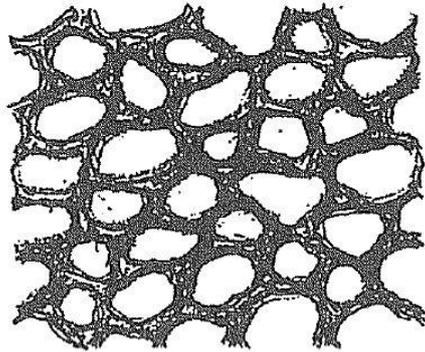
(2) 受注者は、面積の天端石の施工については、天端石には稜線の出るような石を採用しなければならない。

(3) 受注者は、飼石、詰め石が多くなならないように配慮して施工しなければならない。

9. 受注者は、玉石積の施工については、下記の事項により施工しなければならない。

- (1) 玉石積みは、大きさの揃った玉石を用いた石積で、目地が上下に通らないように積み上げるものとする。

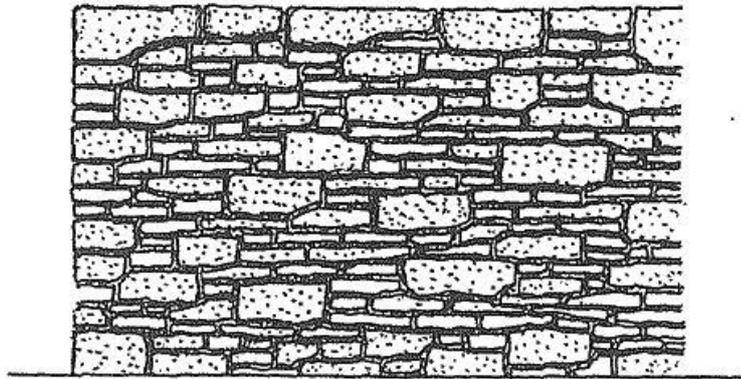
(玉石積)



- (2) 受注者は、玉石積の施工については、石同士がかみ合うように施工しなければならない。

10. 野面小端積は、野面小端石を用いた石積で、厚みの異なる大小の野面小端石材を、小口が見えるように組み合わせて積むものこととし、受注者は、施工については、水平目地を強調し、個々の石の稜線、石の角に配慮して施工しなければならない。

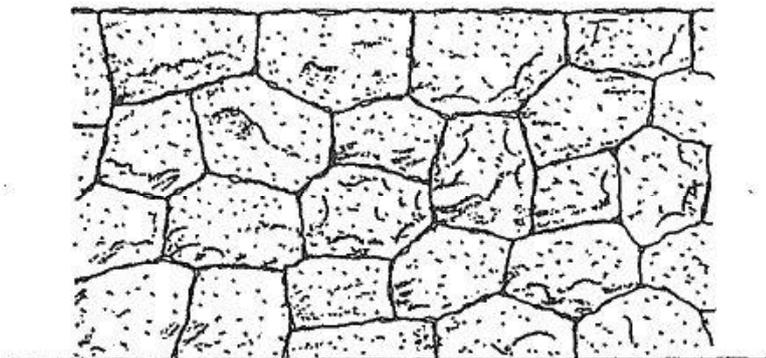
(野面小端積)



11. 受注者は、修景割石積の施工に当たり、下記の事項により施工しなければならない。

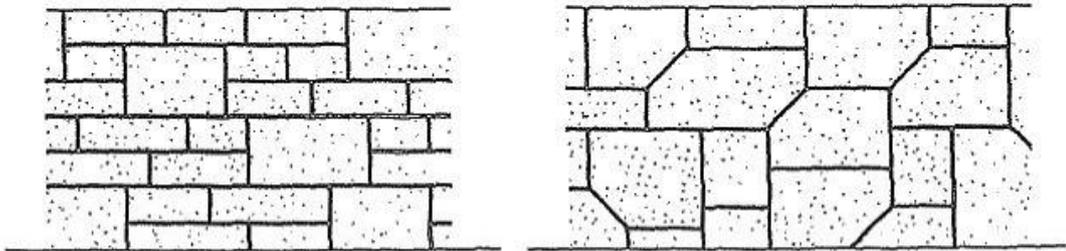
- (1) 修景割石積は、割石や割角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の石材を組み合わせ、面を揃えて積み上げるものとする。

(修景割石積)



- (2) 受注者は、天端石のある場合は、天端石に天端以外の部分に使用する石よりも大きい石材をできるだけ使用し、稜線が通るように施工しなければならない。
12. 修景切石積は、切角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の切石材を組み合わせ、面を揃えて積み上げたものとする。

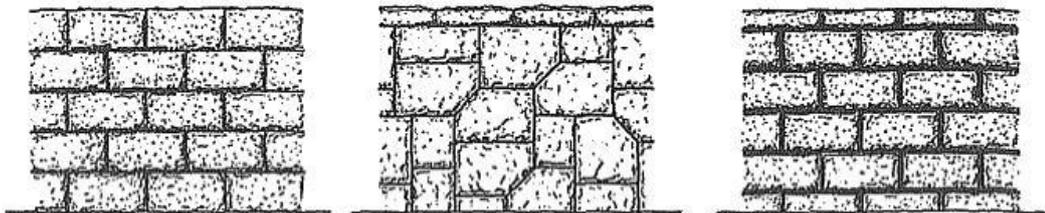
(修景切石積)



13. 受注者は、こぶだし石積の施工については、下記の事項により施工しなければならない。

- (1) こぶだし石積は、割角石を用いた石積で、割角石の割肌の合端をすりあわせることにより、面がこぶ状になるものとする。

(こぶだし石積)



- (2) 受注者は、こぶだし石積の修景要素として重要な目地については、修景的配慮を加えて施工しなければならない。

14. 受注者は、割小端積の施工については、下記の事項により施工しなければならない。

- (1) 割小端積は、割小端石を用いた石積で小口が見えるように水平に積み上げたものとする。

(割小端積)

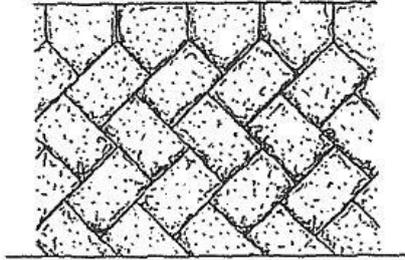


- (2) 受注者は、天端石のある場合は、天端石に大きい石材を使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

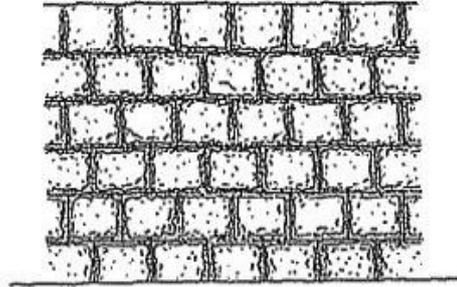
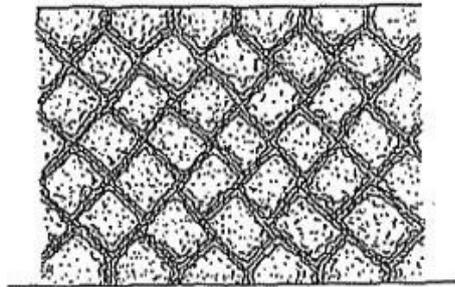
15. 受注者は、間知石積、雑割石積、割石積の施工に当たり、下記の事項により施工しなければならない。

- (1) 間知石積は、間知石を用いた石積のこととする。
雑割石積は、雑割石を用いた石積のこととする。
割石積は、割石を用いた石積のこととする。

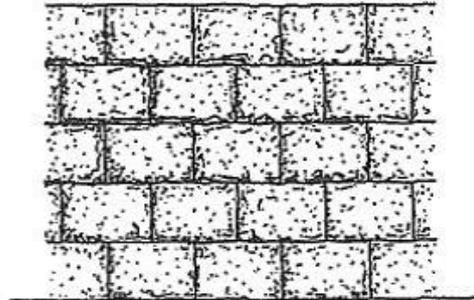
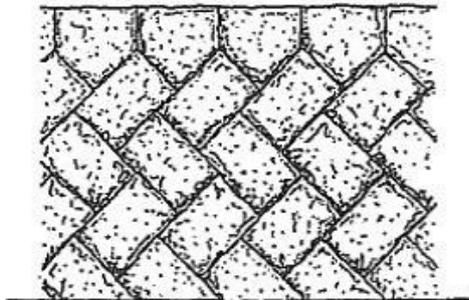
(間知石積)



(雑割石積)



(割石積)



- (2) 受注者は、合端については現場加工を行わなければならない。

第9節 軽量盛土工

12-1-9-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として軽量盛土工、その他これらに類する工種について定める。

12-1-9-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第3編3-1-11-2軽量盛土工の規定による。

第2章 植栽

第1節 適用

1. 本章は、公園緑地工事における枯補償、材料、植栽工、移植工、養生工、管理仮設工、その他これらに類する工種について適用する。
2. 受注者は、植栽施工に当たっては、仕上がり、美観に留意し、施設の目的に沿うよう仕上げなければならない。
3. 仮設工は、第3編第1章第10節仮設工の規定による。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、次の基準類によるものとし、これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書

日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）の解説

建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針

日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説

第3節 枯補償

1. 受注者は、植栽樹木等が、引渡し後1年以内に枯死又は枝条枯損による樹形不良となった場合、監督員**立会**の上、必要がある場合は学識経験者を交えてその原因を調査し、その理由が受注者の責にあると認められるときは、監督員の指定する期間以内に、当初植栽した樹木等と同等以上の規格のものに受注者の負担において植え替えるものとする。再度枯死した場合も同様とする。

ただし、荒物（山取）又は移植等である程度の枯死が予測される場合は、監督員と**協議**の上、決定するものとする。

2. 枯死又は樹形不良とは、枯死が樹冠部のおおむね2/3以上となった場合、又はまっすぐな主幹をもつ樹木については樹高のおおむね1/3以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含むものとする。

なお、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり、落雷・火災・騒乱・暴動により、流出・折損・倒木した場合はこの限りではない。

3. 樹木等とは、樹木、被覆植物（地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類等の永年性植物）及び花卉草本類とする。

第4節 材料

12-2-4-1 支給材料

発注者が、植栽する樹木等の材料を支給する場合、受注者は、掘取る前に監督員と**立会**の上、検収し、引渡し後は受注者の責任で管理し、植え込まなければならない。

12-2-4-2 納入材料

受注者は、納入材料については、**設計図書**により指定された規格寸法及び品質で、計画、工事の目的に合ったものとしなければならない。

(1) 樹木材料

1) 品質

樹木は、樹形の整った生育良好なものとし、きず、枝折れ及び害虫のないものとする。

2) 樹木寸法

樹木寸法は、原則として枝葉が剪除され活着可能な状態で採寸する。ただし、植栽適期若しくは栽培品でないもの等で監督員の**承諾**を得た場合はこの限りでない。

3) 樹木規格

①樹木規格については、**設計図書**によるものとする。

②根鉢規格は、幹回りに応じた適切なものとする。落葉樹で監督員の**承諾**を得た場合は振り根としてもよい。

- 4) 苗畑検収
監督員が必要と認める場合は栽培地の検査を行う。検査に合格したものは生産地、樹木名、規格寸法を明示したラベルを添付し現場に持ち込むものとする。ただし、途中、掘取り、荷造り、運搬等で不良と認められるものは採用しないものとする。
- 5) 現場検収
植栽材料は、工事現場に持ち込んだ後、植付ける前に必ず現場検収を受けなければならない。
- (2) その他の植物材料
リュウノヒゲ、ささ類、こけ類及び野草等は、指定の寸法に調整したもので、他の植物の根茎等が混入していない生育良好なものとし、かつ病虫害がなく、乾燥していないものでなければならない。
- (3) 支柱材料等
 - 1) 丸太は、末口径6cmとし、割れない、皮をはいだ平滑でまっすぐな節の高くないものとする。防腐処理を施してあるもので、取付け後新しい切口が出れば同様の防腐剤塗布処理を行うものとする。
 - 2) 竹材は、マダケの径4cm以上の2年生以上を用い、使用に当たっては節止めとする。変色した古材は用いてはならない。
 - 3) 杉皮は、大節・穴・割れ腐れ等がなく、緊縛に耐え得る強度を持ち、損傷及び変色のない新材を用いるものとする。
 - 4) 竹串は、モウソウチク、マダケの新鮮な太い竹を割り調製したもので、頭部は節止めでカギの下向きのもを用いるものとする。
 - 5) 縄は、シュロ縄は径3mm以上、わら縄は径6～9mmで、ねじり合わせた均等で十分な引張強度を持つ強靱なものをを用いる。
 - 6) 鉄線は、#6、#12、#16垂鉛引鉄線で均等、錆のない良質品を用いる。
 - 7) 釘は、錆のないまっすぐで所定の寸法を持つものをを用いる。
 - 8) コモは、16通り編みの新鮮なものをを用いる。
- (4) 客土用土
客土は、搬入前に産地名とともに見本を監督員に**提出**し、その**承諾**を得なければならない。
- (5) 農薬及び肥料
農薬及び肥料は、本来の形質、性状を有し、品質に適合した包装あるいは容器に入れられたもので、必要な内容を明示したものとし、変質及び包装、容器の破損していないものとする。
- (6) 土壌改良剤
土壌改良剤は、粒状・粉状・液状等それぞれの形状を有し、夾雑物の混入がなく、変質していないものとし、それぞれの品質に適している包装あるいは容器に入れられたもので、損腐していないものとし、使用に先立ち、品質証明書を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

第5節 植栽工

12-2-5-1 一般事項

本節は、地盤整備、根付け、施肥、支柱、整姿・剪定について定める。

12-2-5-2 地盤整備

1. 受注者は、土壌改良については、次のとおり行わなければならない。
 - (1) 土壌改良剤及び肥料は、植栽予定地の瓦礫・塵芥・雑草等を取り除いた後、指定量を投与するものとする。
 - (2) 土壌改良剤、肥料を、客土あるいは埋戻し土と十分混ぜ合わせるものとする。
2. 受注者は、土壌交換については次のとおり行わなければならない。
 - (1) 穴底の原土は耕転し、客土と一体となるようにするものとする。
 - (2) 使用客土は、第12編12-2-4-2 (4) によるものとする。

12-2-5-3 植付け

1. 高木植付け

- (1) 植穴は、各樹木の鉢径に応じて植穴を掘り、樹木の生育に害のある夾雑物を取り除いて底部を中高に敷均すものとする。
- (2) 埋込み
 - 1) 原則として水極めとする。ただし、現場の状況・樹種によっては、監督員の**承諾**を得て土極めで行ってもよいものとする。
 - 2) 植付け位置、方向については、**設計図書**又は監督員の**指示**によるものとする。
 - 3) 深植え、浅植えとならないよう移植前の地際部を**確認**するものとする。
 - 4) ビニール等の腐食しない根巻き材は必ず取り除くものとする。
- (3) 埋戻し
 - 1) 埋戻し用の土は、土壌良好の場合は原土をそのまま使用してよいが、それ以外の場合は客土を用いる。
 - 2) 根の水分吸収が不能にならないように埋戻し土を棒で十分突き、鉢と土を密着させるものとする。
 - 3) 埋戻し完了後、鉢の外周に沿って土を盛り上げ、水鉢をつくり、かん水を行うものとする。
 - 4) 土壌改良剤を混入する場合は、埋戻し土量に対する比率が低下しないよう留意するものとする。

2. 低木植付け

- (1) 埋込みは原則として土極めとする。
- (2) 突込み植え・鳥足植えにならないよう、丁寧に植付けるものとする。
- (3) 落葉低木（ハギ・アジサイ等）の枝葉を切り落として植付けるときは、事前に監督員の**承諾**を得るものとする。
- (4) 各種の花色を有する低木の配色については、植付けに先立ち監督員と**協議**するものとする。
- (5) 各樹木の大きさ・葉張りの不揃いは植付けにより調整するものとする。

3. 張芝の植付け

- (1) 植付け方法は、100%指定の場合は平張りとし、70%指定の場合は目地張りとする。目地幅は高麗芝で4cm以下、野芝で6cm以下とする。
- (2) 植付け前に表面の凹凸を均し、表面排水がとれるよう勾配（2%以上）をつけるものとする。
- (3) 植付け後、ローラー転圧又は土羽板で叩いて培土と密着させるものとする。
- (4) 目土にはフルイを通した細土を用い、芝の葉を半分被う程度、土をかけるものとする。
- (5) 傾斜地では、芝串を2本以上打ち込んで固定するものとする。

4. その他の地被の植付け

- (1) 改良バミューダグラスの植付け
 - 1) 筋幅は、200mm内外で連続植付けとする。
 - 2) 植付け後、ローラーで筋と平行に転圧する。
 - 3) かん水は、植付け直後と、その後1週間々隔で行うことを標準とする。
- (2) リュウノヒゲ・ささ類・ツタ類等の植付け については、**設計図書**によるものとする。
- (3) 草花の植付け
 - 1) 播種による時は、播いた後、薄く土をかけ静かに散水する。
 - 2) 球根類は、球根直径の2倍内外の深さに植付け静かに散水する。
 - 3) 苗は、指定の株間を取って植付け、根元に土を埋戻し静かに散水する。
 - 4) 苗の植付けは、曇天の日、降雨前又は夕方に行うものとする。

5. シバ・草及び樹木種子の播種

- (1) 使用する種子は、品質が保証されたもので、その有効率（発芽率×純度）は80%を標準とし、60%を下まわらないものでなければならない。標準有効率に達しないものは、その比率に応じて増量するものとする。

- (2) 1㎡発芽期待本数は、土壌条件が良好な場合は4,000本、不良な場合は8,000本を標準とする。
 - (3) 草は、原則として3～5種類の種子を混合し、必要に応じ樹木の種子を加え播種するものとする。
 - (4) 種子は砂と均一に混合し、播きむらのないよう播種するものとする。
 - (5) 覆土の後、ローラー又は土羽板を用いて軽く押さえ散水するものとする。
 - (6) 監督員が必要と認めた場合は、ワラ、コモで覆いを行うものとする。
 - (7) 発芽後種子の流出・飛散等で発芽不揃いの箇所は、追播を行うものとする。
6. シバ・草及び樹木種子の吹付
- (1) 吹付面の浮上り、浮石、ごみなどを除去し、吹付面が乾燥しているときは散水し、深さ20cm以上湿潤にするものとする。
 - (2) 種子の配合は、種子ごとの分量を計算し、監督員の**承諾**を得てから配合するものとする。
 - (3) 吹付距離やノズルの角度は、地盤の硬軟に応じて調節し、吹付面を荒らさないよう均一にむらなく吹き付けるものとする。
 - (4) 養生剤は、播種面の表面水が引いた直後にむらのないよう散布するものとする。
 - (5) 砂質土、乾燥のはなはだしい吹付面、樹木の種子を混播する場合などは、養生剤の散布後、さらにわらむしろで覆うものとする。
 - (6) 発芽後、種子の流出、飛散等で発芽不揃いの箇所は追播きを行うものとする。

12-2-5-4 施肥

- 1. 受注者は、植付け時の施肥量と種類については**設計図書**によらなければならない。
- 2. 受注者は、施肥方法を表12-2-1を標準とする。なお、所定量を塊状にして一箇所に集中施肥しないよう留意するものとする。

表12-2-1 施肥方法

方 法	適 用
・埋戻し土壌に混入する方法	・客土の肥料分が極端に少なくかつ肥料が遅効性である場合及び芝・地被に使用する場合
・植穴の低部に客土と混ぜて置き、上に埋戻し土をかぶせ、植鉢を置く方法	・幹回り30cm以上の高木に遅効性の発熱しない肥料を用いる場合
・植付け後、地表（根鉢外）を耕うんし肥料を客土と混ぜる方法	・幹回り30cm以下の高木、中低木、寄植えなど
・地表にばらまき又はパイルを打ち込む方法	・同上

12-2-5-5 支柱

- 1. 受注者は、支柱の種類、形状については、**設計図書**によらなければならない。
- 2. 受注者は支柱の結束及び施工について表12-2-2を標準とする。

表12-2-2 支柱及び結束法

結	・樹木と支柱との結束には、必ず杉皮をあてて樹幹を保護し、シュ
---	--------------------------------

束	<p>口縄（φ3mm以上）割縄掛とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支柱と支柱の結束には、釘打ちシュロ縄掛、シュロ縄、鉄線割掛とする。 竹材の場合は、鋸挽き目入りとして鉄線割掛で結束する。
施工	<ul style="list-style-type: none"> 植付け直後に行う。やむを得ず直後に施工できないときは仮支柱を設け、できるだけ早く本支柱に換える。 ハツ掛は根止め杭を打ち、釘打ち止めとする。ハツ掛支柱は根元を30cm以上埋め込み、根止め杭は50cm以上埋め込む。 鳥居型支柱では横木が車道に平行になるよう全ての支柱揃え、横木側（背面）が車道に面するようにする。 広場等の場合は風下側に横木がくるよう施工する。 ヤシ類の場合は二脚鳥居合掌型で、地中の杭基部に横木（末口径10cm防腐杉・檜丸太）を埋め込む。

12-2-5-6 整姿・剪定

1. 高木・中木については、懐枝・徒長枝・過密な枝の枝抜きを行うものとする。
2. 過剰な蒸散を防止するため、葉量の多すぎる部分は切り透かすか、枝を間引くものとする。
3. 通行障害となる枝・枯死枝・衰弱枝は剪除するものとする。
4. 工事区全体の樹木の揃い具合を見て樹高・枝張り・枝下について不揃いになっているものがあれば、整姿剪定を行うものとする。
5. 低木については、植付け被土に応じて剪定を行うものとする。

第6節 移植工

12-2-6-1 一般事項

本節は、根回しの時期、根回し方法、根取り時期、根取り方法、運搬方法について定める。

12-2-6-2 根回しの時期

1. 根回しの時期は、植物の成長に合わせて春期萌芽前に行うのが最もよく、遅くとも秋に入る前までに行うことを原則とする。
2. 受注者は、根回しの時期について、あらかじめ監督員の承諾を得るものとする。

12-2-6-3 根回し方法

受注者は、根回しについて表12-2-3の適用により、溝掘式又は断根式で行うものとする。

表12-2-3 根回し方法

名 称	適 用
溝 堀 式	老木等発根のおもわしくない樹木に有効
断 根 式	浅根性の樹木に適用

12-2-6-4 掘取り時期

掘取り時期は、通常の植栽適期で、細根が根回しした切口部の周辺から必要量伸び出していることが確認されるときとする。

12-2-6-5 掘取り方法

1. 鉢土は、根系と密着して堅密な構造でなければならない。

2. 掘取りを始める前にかん水して、土にある程度の湿度を保ち、土の分離・脱落を防止するものとする。
3. 樹木の活着難易性により適切に枝葉を剪定し、切口は防腐処理を行うものとする。
4. 仮支柱により倒伏防止を行った後に、掘取りにかかるものとする。鉢径は根元径の3～5倍とし、根や鉢を傷めないよう丁寧に行うものとする。
5. 鉢は深根性のものは貝尻鉢、浅根性は並鉢、低木には皿鉢とし、鉢回りをタル巻きするものとする。

12-2-6-6 運搬方法

1. クレーンで吊り上げる場合は、ワイヤで傷つけることのないよう幹巻き（表12-2-4）の上から杉皮等を十分にあて、さらに大径重量木では小丸太を縦に並べて巻き、十分保護するものとする。積込み後は、コモ等で枝葉部を覆い、風に当たらないようにしなければならない。
2. 人力によって行う場合は、作業分担を決め安全に留意しなければならない。山地斜面等で索道を用いる場合は、枝葉を完全にコモ覆いとするものとする。また人力運搬の場合（小運搬を含めて）は、必ずコロを用いるか担ぐことにし、直接地面を曳いてはならない。

表12-2-4 根巻き

項目	作業方法
幹巻き	<ul style="list-style-type: none"> ・高木については原則として幹巻きを行う。 ・幹巻きはワラ縄等で隙間なく幹を巻き上げる。場合によってはコモあるいは粘土固めでも差し支えない。 ・活着困難なもの、葉が少なく密植仕立てで樹冠上部にかたよるものについては幹の全部にわたって巻き、活着容易なものは枝下の幹について行う。幹回り80cm以上の大径木は幹の全てと太枝の半分以上を巻くものとする。 ・一植栽工事区については、樹種が異なっても必ず同じ高さまで巻き上げる。 ・ヤシ類で適期よりやや早めに植え込まれた場合は植栽時に、夏を経過してやや衰弱した場合は秋期に、冬期に著しい低温のおそれがある場合はその前に、コモで葉の全てと特に芯部分を包んでナワ掛けして養生する。

第7節 養生工

12-2-7-1 一般事項

本節は、養生について定める。

12-2-7-2 養生

受注者は、養生方法について表12-2-5を標準として行わなければならない。

表12-2-5 養生方法

項目	作業方法
かん水	<ul style="list-style-type: none"> ・かん水は、植付け後2週間及び樹木枯死のおそれがある場合に行うものとする。 ・水鉢をつくり、水鉢内に所定量を2回に分けてかん水する。 ・溝かん水の場合には、溝の5m毎にかん水して溝を通水させる。

蒸散抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・7時～9時，16時～18時の間に行うことを標準とする。 ・蒸散抑制剤は搬入時直ちに，樹木全体に散布するものとする。また，搬入樹木に既に抑制剤の処理がしてあった場合にも同様とする。 ・抑制剤は適切な濃度で動力噴霧器を使用して樹木全体にむらなく散布する。
枝葉剪除	<ul style="list-style-type: none"> ・養生のための枝葉の剪除は，植栽時とその後乾燥のおそれがある場合に行う。植栽時は枝を間引く剪除とし，美観，樹形を考慮して行う。再度行う場合は，葉の混んでいるところ，樹冠の凸部について葉を間引くものとする。

第8節 管理

12-2-8-1 一般事項

本節は，年間管理，植栽地改善，施肥，除草，かん水，整枝・剪定，樹木清掃，病・虫害防除，芝地について定める。

12-2-8-2 年間管理

1. 受注者は，緑化植物の年間管理の実施計画書を作成の上，監督員に**提出**し，適時に実施しなければならない。
2. 受注者は各作業の種類，内容については，**設計図書**によらなければならない。

12-2-8-3 植栽地改善

1. 受注者は，植ます構造を，雨水が流入しないよう，次のとおり維持しなければならない。
 - (1) 耕うんに際して細根を傷めないように留意する。
 - (2) 土面を歩道縁石より2～5cm下げの場合，余分な土は車道寄りに盛り上げる。不足分は持ち込む。
2. 受注者は，植ます内土壌の改善を，表12-2-6を標準として行わなければならない。
 - (1) 耕うんに際しては，支根を切断しないように留意する。

表12-2-6 植ます内土壌改善方法

項目	作業方法
アルカリ性土壌	有機質肥料を投入する。 <ul style="list-style-type: none"> ・微アルカリの場合 根を傷めない程度に土壌を耕うんし，有機質肥料の施用とともに，有機質土壌改良剤（10kg程度/高木・本）を混入する。 ・強アルカリの場合 有機質土壌改良剤を多量（20kg程度/高木・本）に混入する又は雨水を多く集中させて土壌を洗う。できれば，客土を酸性砂質土壌（pH5～6.5）と入れかえる。
酸性土壌	石灰質肥料を投入する。 <p>pH3.6～4.0のとき 炭酸カルシウム 5.0kg/m³ 程度</p> <p>pH2.4程度のとき 炭酸カルシウム 10.0kg/m³ 程度</p>
固結土	2年に1回程度の耕うん（表層20cm程度）と土壌改良剤の施用

壤	
---	--

12-2-8-4 施肥

1. 施肥の目的と時期

施肥は表12-2-7を標準とする。

表12-2-7 施肥

種類	目的	時期	速・遅効の別
寒肥	適当な土中養分の維持	12月～2月	遅効性
追肥 (お礼肥え)	樹木体内養分の増加 消耗からの早急な回復 衰弱からの回復	6月下旬 9月中・下旬 花木の落花直後 実木の結実直後 夏期・秋期 剪定直後 病虫害被害後 その他の被害直後	速効性 " "

2. 施肥量と種類

受注者は、施肥量と種類については、**設計図書**によらなければならない。

3. 施肥方法

- (1) 施肥は、肥料の特性に応じて行うものとする。原則として、寒肥は車肥又は壺肥とし、追肥は輪肥又は打込パイル肥等とする。低木の単植及び小規模な寄植えはこれに準ずる。ただし、立穴の深さは20～50cm内外とし、生育状況に応じて深くする。低木の群植又は大規模な寄植えで、車肥、壺肥、輪肥等による施肥が困難な場合は、バラマキ肥により行うものとする。
- (2) 輪肥の溝の深さは20cm内外とする。
- (3) 車肥の溝の深さは内側20cm、外側40cm程度とし、長さは枝張りの1/3程度とする。
- (4) 壺肥の立穴の深さは40cm～150cmとする。
- (5) 溝穴を掘る場合は、根を傷めないように留意し、根鉢内は掘ってはならない。

12-2-8-5 除草

1. 雑草は一本一本丁寧に、根を残さないように取り除くものとする。
2. 低木、芝、地被、草花に影響のないよう配慮しなければならない。
3. 夏期に行う除草は、表土の剥離による乾燥害に留意するものとし、裸地が生じる場合は、抜きとった雑草を利用し乾燥を防ぐものとする。
4. 結実する前に除草することを原則とするが、結実しているものは、種子が散乱しないように留意しなければならない。
5. 除草剤は、芝地、植栽地毎に薬害が生じないものを選択し使用しなければならない。

12-2-8-6 かん水

1. 葉面洗浄は、葉面の汚れを洗い落とすように前後、表裏等方向を変えて水を強く吹き付けて行うものとする。
2. 水鉢は樹木の大きさに合わせるものとする。
3. 水鉢から水を外へ流出させないように、分けて所定量を入れるものとする。
4. 寄植え、芝地では、全域に行き渡るよう均一に散水するものとする。
5. かん水時刻は、夏期は日中を避け朝又は夕方に行い、冬期は日中に行うものとする。

12-2-8-7 整枝・剪定

1. 整枝・剪定については表12-2-8を標準とする。

表12-2-8 整枝・剪定

名 称	概 要	適 用 樹 木
基本剪定	樹木の健全な生育と緑化機能上不要な枝を抜く（場合によっては切詰め，切返しする）剪定。	すべての道路緑化樹木。
整形剪定	建築限界に支配されないで，自然成長させることのできる樹木の樹形の改良をはかる為の基本的整枝をする剪定。 街路樹の場合は全体の統一美に留意すること。	環境施設帯，施設園地等生育限界に特に留意する必要のない場所の樹木及び新植されて目標とする完成段階に到達していない若木。
夏期剪定	新葉が伸びた夏期に枝抜きを行う剪定。 枝条が繁茂しすぎて建築限界に接触しているものの剪除等も含め，枝条の健全な発育のために行うこと。	徒長枝が急に成長し繁茂しすぎる樹木及び新葉が建築限界に接触する樹木。
冬期剪定	冬期に樹形作りを目的として，成長を抑制すべき樹木を切詰め，枝抜き，切返しの手法を用いて基本樹形にあわせる剪定。	歩道，中央分離帯等に植栽され，生育を抑制する必要のある樹木。
養生剪定	整枝に関係なく樹勢を回復させるために行う剪定。	①衰弱樹木が過度の蒸散や呼吸によってさらに衰弱するのを防ぐために，枝量を減少させて，樹勢をはかる場合。 ②台風や季節風の際，風の抵抗を減少させるため整枝する場合。 ③衰弱枝，下枝，枯枝，病虫害枝などを整枝して，樹勢の回復をはかる場合。
中・低木剪定	通常，秋～翌春萌芽前に，枝抜きを主体として行う剪定。	歩道，中央分離帯等に交通安全機能，花の鑑賞等の目的を持って植栽された中・

	樹木ごとの着花習性により剪定時期，剪定方法は異なるので留意する。	低木。
寄植刈込み	寄植えされた中・低木を原形にあわせて行う刈込み。	歩道，中央分離帯等に計画樹高を決めて寄植されている中・低木。
玉物刈込み	単木を丸く，見栄えよくする刈込み。	1本立玉物として植栽されている中・低木。

12-2-8-8 樹木清掃

受注者は，樹木清掃の対象と方法については次によるものとする。

- (1) 路上に散乱する落葉は，交通安全を考慮し，丁寧に取り除くものとする。
- (2) 支障を起こす枯れ枝は，生枝部に接する点より5cm程度下方で切り落とすものとする。切口断面が10cm²以上になる場合は切口に防腐処理を行うものとする。
- (3) 根巻き，支柱などが腐朽して見苦しいものは取り払うものとする。
- (4) 枯損木の撤去
 - 1) 回復の見込みのない枯損傷木で指定されたものは，伐採，抜根いずれかの方法で取り除くものとする。
 - 2) 伐採するものは根際で切り，切口等が通行等の支障とならないように安全に配慮しなければならない。
- (5) 抜根まで指定されたものは，周りの樹木，植ますに損傷を起こさないように，また，支根等が残らないよう丁寧に掘り上げ，掘り上げ跡は，通行等の支障とならないよう丁寧に埋戻すものとする。

12-2-8-9 病・虫害防除

1. 薬剤の使用に際しては，農薬取締法等の農薬関連法規並びにメーカー等で定める使用安全基準及び使用方法を遵守し，事前に周辺居住者等への周知徹底をはかる等，人畜への安全に十分留意しなければならない。
2. 使用薬剤及び使用量については**設計図書**によるものとする。**設計図書**において同等品以上とある場合は，原則として農薬取締法により登録認定されたものとする。
3. 実施に先立ち，周辺の状況を十分に調査した上で，対象樹木の種類，病気，使用薬剤，薬剤の使用方法及び実施日，気候の状況，周辺居住者等への周知徹底の方法等について監督員と十分**協議**しなければならない。
4. 使用日は風が少なく気候の不順でない日とし，風上から散布する。また周辺対象物以外のものにかからないよう注意しなければならない。
5. 使用時刻は，真夏は日中を避け，なるべく夕方とする。
6. 散布は微噴霧器等を使い，原則として葉から30cm～40cm離して行う。
7. 散布量は，所定の濃度に正確に希釈したものを，葉面に細かい水滴がつく程度にし，余分に薬液のついた場合は振り落とさなければならない。
8. そしゃく口をもった害虫（葉などを食べる害虫）を対象に行う場合は，当該枝葉部分に十分に付着するよう展着剤等を適宜混合して散布するものとする。
9. 吸引口をもった害虫（注射針状の口を持っている害虫）を対象とする場合は，害虫に直接散布するものとする。
10. 6～9項について，樹高の高い樹木に対して実施する場合等でこれにより難しい場合は，実施方法について，監督員と十分**協議**して定めるものとする。
11. アメリカシロヒトリ，テンマクケムシ等の幼令期に枝葉に集団して生活している虫の場合は，この部分の枝葉を幼虫が落下しないよう注意深く切り取り，監督員の指定する場所に集め，速やかに処分する。
12. 使用機器及び薬品の保管については，事前，事後を通じ十分に注意し，作業終了後は，遺漏なく速やかに片付けるものとする。

12-2-8-10 芝地

1. 芝の種類に合わせ刈高を決めて刈り込むものとする。伸び過ぎた芝生は一度に短く刈り込まず、期間をおいて2～3回に分けて行う。構造物、植栽樹木等芝の生育範囲外に伸びた芝は、縁取りを行い取り除くものとする。雨後、朝露の残っている時はこれを行ってはならない。
2. 目土は、客土と同様の良質土を用い、3～6mm程度均等にかけるとともに、肥料、土壌殺菌剤を混入しておくものとする。
3. エアレーションの方法は次によるものとする。
 - (1) 農業用フォーク等（できれば中空のパイプがよい）で約15cm程度の深さ及び幅をもって土中に均等に穴をあけるものとする。
 - (2) 専用機械を用いる場合は、石等を取り除いて施工し、切り取った土壌は周辺に目土としてばらまくこととする。
 - (3) エアレーションは、踏み固められ易い場所、排水の悪い場所のみで行うものとする。

第3章 施設整備

第1節 適用

1. 本章は、公園緑地工事における給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工、仮設工、その他これらに類する工種について摘要するものとする。
2. 仮設工は、第3編第1章第10節仮設工の規定による。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとし、これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

国土交通省 都市公園移動等円滑化基準

国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】

日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書

日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり

日本公園緑地協会 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説

都市緑化技術開発機構 防災公園計画・設計ガイドライン

国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）

国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）

日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S:2014

文部科学省 プールの安全標準指針（平成19年3月）

日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書

日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説2009年版

日本電気協会 内線規程

日本道路協会 道路土工要綱

日本道路協会 道路土工一排水工指針

全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻

日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説

日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説

日本道路協会 舗装設計施工指針

日本道路協会 舗装調査・試験法便覧

日本道路協会 舗装設計便覧

日本道路協会 舗装再生便覧

日本道路協会 舗装施工便覧

日本道路協会 アスファルト混合所便覧

インターロッキングブロック協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領

日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説

日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説

日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説

日本道路協会 道路反射鏡設置指針

日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説

日本道路協会 道路標識設置基準・同解説

日本道路協会 駐車場設計・施工指針同解説

全日本建設技術協会 土木工事安全施工技術指針

日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説

土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）

土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）
土木学会 コンクリートのポンプ施工指針
徳島県 アルカリ骨材反応抑制対策について
建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について

第3節 給水設備工

12-3-3-1 一般事項

1. 本節は、給水設備工として材料、水栓類取付工、貯水施設工、循環設備工、散水施設工、作業土工、給水管路工、その他これらに類する工種について定める。
2. 給水設備工の施工については、**設計図書**において特に定めのない事項については国土交通省 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。

12-3-3-2 材料

1. 給水設備工の材料は、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
 - JIS A 5314（ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング）
 - JIS B 2011（青銅弁）
 - JIS B 2051（可鍛鋳鉄弁及びダクタイル鋳鉄弁）
 - JIS B 2061（給水栓）
 - JIS B 2062（水道用仕切弁）
 - JIS B 2220（鋼製管フランジ）
 - JIS B 2301（ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手）
 - JIS B 2302（ねじ込み式鋼管製管継手）
 - JIS B 2311（一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手）
 - JIS B 2312（配管用鋼製突合せ溶接式管継手）
 - JIS B 2313（配管用鋼板製突合せ溶接式管継手）
 - JIS B 2316（配管用鋼製差込み溶接式管継手）
 - JIS B 2352（ベローズ形伸縮管継手）
 - JIS B 8302（ポンプ吐出し量測定方法）
 - JIS B 8313（小形渦巻ポンプ）
 - JIS B 8319（小形多段遠心ポンプ）
 - JIS B 8322（両吸込渦巻ポンプ）
 - JIS B 8323（水封式真空ポンプ）
 - JIS B 8331（多翼送風機）
 - JIS B 8372-1（空気圧-空気圧用減圧弁-第1部：供給者の文章に表示する主要特性及び製品表示要求事項）
 - JIS G 3443（水輸送用塗覆装鋼管）
 - JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）
 - JIS G 3491（水道用鋼管アスファルト塗覆装方法）
 - JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）
 - JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）
 - JIS K 1450（水道用硫酸アルミニウム）
 - JIS K 6353（水道用ゴム）
 - JIS K 6742（水道用硬質塩化ビニール管）
 - JIS K 6743（水道用硬質塩化ビニール管継手）
 - JIS K 6762（水道用ポリエチレン管）
2. 給水設備工の材料は、JWWA（日本水道協会）の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
 - J WWA B 108（水道用止水栓）
 - JWWA B 120（水道用ソフトシール仕切弁）
 - JWWA G 112（水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装）
 - JWWA G 113（水道用ダクタイル鋳鉄管）
 - JWWA G 114（水道用ダクタイル鋳鉄異形管）

- JWWA G 115 (水道用ステンレス鋼管)
 - JWWA G 116 (水道用ステンレス鋼管継手)
 - JWWA G 117 (水道用塗覆装鋼管)
 - JWWA H 101 (水道用銅管)
 - JWWA K 116 (水道用硬質塩化ビニールライニング鋼管)
 - JWWA K 127 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニール管)
 - JWWA K 128 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニール管継手)
 - JWWA K 129 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニール管)
 - JWWA K 130 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニール管継手)
 - JWWA K 131 (水道用硬質ポリ塩化ビニール管のダクタイ鋳鉄異形管)
 - JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング管)
 - JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質ポリ塩化ビニールライニング鋼管)
3. 量水器は、計量法に定める検定合格品とし、方式は特記による。なお特記がない場合は、(1)から(3)によるほか、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認したものとす。
 - (1) 口径13のものは、単箱型接線流羽根車式(乾式直読)とする。
 - (2) 口径20以上40以下のものは、複箱型接線流羽根車式(乾式直読)で脈動水量指針逆転式のものとする。
 - (3) 口径50以上のものは、湿式たて型軸流羽根車式(液封直読)又はたて型軸流羽根車式(乾式直読)とする。
 4. 受注者は、給水設備の施工に使用する材料については、施工前に品質・機能を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

12-3-3-3 水栓類取付工

1. 受注者は、メーターボックスの施工については、通行に支障のない場所に設置する場合は、地面より高めに、通行に支障がある場合は、地面と同一の高さになるよう施工しなければならない。
2. 受注者は、止水栓の施工については、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 受注者は、止水板の取り付けについては、止水栓ボックスの中心に垂直に取り付けなければならない。
 - (2) 受注者は、地盤の悪い箇所での施工については、沈下などのないよう十分に基礎を締固めておかなければならない。
 - (3) 受注者は、止水栓の取り付けについては、必ず開閉を行い、支障のないことを確かめてから閉止しておかなければならない。
3. 受注者は、止水栓ボックスの設置については、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 受注者は、止水栓ボックスの設置については、通行に支障のない場所に設置する場合は、地面より高めに、通行に支障がある場合は、地面と同一の高さになるよう施工しなければならない。また、建て込みボルトの締付けも**確認**しなければならない。
 - (2) 受注者は、止水栓ボックスの設置については、スピンドルなどが折れないように、堅固に取り付けなければならない。

12-3-3-4 貯水施設工

1. 飲料水を貯留する貯留施設の場合は、建築基準法第36条、建築基準法施行令第129条の2の5並びに同条に基づく告示の定める規定によるものとする。
2. 貯留施設は、地震力及び地震力によって生ずるスロッシングによって損傷を起こさない強度を有するものとする。
3. 貯留施設にマンホールを使用する場合は、第12編12-3-4-4集水柵工・マンホール工の規定による。
4. 貯留施設にプレキャストカルバート、プレキャストボックス、プレキャストパイプを使用する場合は、第3編3-1-3-28プレキャストカルバート工の規定による。
5. 床掘り、埋戻しを行う場合は、第3編3-1-3-3作業土工の規定による。
6. 受注者は、基礎の施工については、床掘り完了後、割ぐり石基礎には割ぐり石に切

- 込砂利及び碎石といった間隙充填材を加え、締固めながら仕上げなければならない。
7. 受注者は、基礎材の敷均し及び締固めについては、支持力が均等となり、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
 8. 均しコンクリート及びコンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
 9. 受注者は、貯水施設の水密性の保持を勘案し、コンクリートの打設後は特に十分な養生を行わなければならない。
 10. 受注者は、貯留施設の設置については、**設計図書**に示す位置、高さに設置し、水平、鉛直になるように施工しなければならない。
 11. 受注者は、防水モルタルの施工については、**設計図書**によるものとし、貯留施設に外部から雨水などが侵入しないよう施工しなければならない。
 12. 受注者は、貯水施設の埋戻しについては、流入管管底と流出管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを**確認**した後、**設計図書**に示す埋戻しを行わなければならない。また、埋戻しについては、貯水施設がコンクリート構造物以外の場合は、貯水施設内に半分程度注水した後行い、30cmの層状に周辺を均等に突き固め、水締めを行わなければならない。なお、貯水施設がコンクリート構造物の場合は、水締めの必要はないものとする。
 13. 受注者は、通気孔の設置については、通気孔には耐食性のある防虫網を取り付けなければならない。
 14. 受注者は、アンカーボルトの施工については、アンカーボルトが、コンクリートの打ち込みにより移動しないよう設置しなければならない。
 15. 受注者は、貯留施設の養生後、貯留水が清水になるまで洗浄しなければならない。
 16. 受注者は、貯水施設の施工完了後、清掃を行い、満水状態にして24時間放置し、漏水の有無を**確認**しなければならない。また、工事完了後は、貯水施設を満水状態にしておかななければならない。
 17. 受注者は、蓋高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

12-3-3-5 循環設備工

1. 受注者は、循環設備工の施工については、**設計図書**によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、機械設備工事共通仕様書及び電気設備工事共通仕様書の規定によらなければならない。
2. 受注者は、機械室の施工については、**設計図書**によるものとし、基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分突き固めなければならない。
3. 貯水槽の施工については、第12編12-3-3-4 貯水施設工の規定による。
4. 噴水装置、循環装置、滅菌装置の施工については、以下の各号の規定によるものとする。
 - (1) 受注者は、施工図を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。
 - (2) 受注者は、制作する機器類、実管スリーブ、オーバーフロー金物、ポンプピットストレーナーは、施工図を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。
 - (3) 受注者は、施工完了後、各機器を単独手動運転し、制御装置も動作させ異常の有無を試験し、次いで各機器の自動又は連動運転を行い、異常の有無を試験しなければならない。
 - (4) 受注者は、噴水装置、循環設備、滅菌装置の各部を満水にし、各機器の能力を使用に適合するように調整した後、総合的な運転を行い全体及び各部の状態について異常の有無を試験しなければならない。
 - (5) 受注者は、循環設備、滅菌装置が定常の使用状態に入った後、速やかに監督員の**指示**により必要な試験を実施し、試験成績表を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。
5. ポンプの設置については、以下の各号の規定によるものとする。
 - (1) 受注者は、ポンプの設置については、水準器により十分に芯出し調整を行わなければならない。また、動力ケーブル、制御ケーブルはポンプの吊り上げ、分解時に必要な長さを確保しなければならない。

- (2) 受注者は、水中モートルポンプのケーブル接続については、ポンプピット内で行わなければならない。
6. 受注者は、機器搬入時に既設構造物を損傷することのないよう十分注意しなければならない。
 7. 受注者は、バルブの設置については、**設計図書**に示す位置、高さに設置し、水平、鉛直となるように施工しなければならない。
 8. 受注者は、バルブボックスの施工については、**設計図書**に示す位置、高さに設置しなければならない。
 9. 受注者は、配管の施工に先立ち、ほかの設備管類及び機器との関連事項を詳細に検討し、勾配を考慮して正確に位置を決定しなければならない。
 10. 配管材の接合については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、切りくず、ごみを十分除去してから接合しなければならない。
 - (2) 受注者は、配管材の接合については、すべてその断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切口は平滑に仕上げなければならない。
 - (3) 受注者は、ねじ切りについては、自動切り上げ装置付ねじ切り機を使用し、ねじゲージを使用してねじ長さを調整しなければならない。
 - (4) 受注者は、接合用ねじにJIS B 0203（管用テーパネジ）を使用し、接合においては、ねじ接合材を使用しなければならない。
 - (5) 受注者は、ねじ山、管内部及び端部に付着している切削油、水分、ほこりを十分に除去した後、雄ねじ部のみにねじ接合材を塗布し、ねじ込まなければならない。
 - (6) 受注者は、フランジの接合については、適正材質、厚さのガスケットを使用し、ボルト、ナットを均等に片寄りなく締付けなければならない。
 11. 受注者は、建物導入部の配管で、不等沈下のおそれがある場合、排水・通気管を除き、フレキシブルジョイントを使用して施工しなければならない。
 12. 受注者は、鋼管、鋳鉄管及び鉛管に対するコーキング修理を行ってはならない。
 13. 受注者は、制御盤の施工については、**設計図書**によるものとし、盤内の器具及び材料は、監督員の**承諾**を得たものとしなければならない。
 14. 受注者は、循環設備工の接地工事については、第D種接地工事を施さなければならない。

12-3-3-6 散水施設工

1. スプリンクラーの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、スプリンクラーボックスの中心に垂直に取り付けなければならない。
 - (2) 受注者は、スプリンクラーボックスの蓋については、地面より高めになるよう施工しなければならない。
 - (3) 受注者は、スプリンクラーの設置については、付近の土が混入しないようにしなければならない。
2. 受注者は、ミストの施工については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、ドリップパイプの施工については、折れ曲がり注意到布設しなければならない。
4. 受注者は、散水栓の施工については、散水栓ボックスの中心に取り付けなければならない。
5. 受注者は、散水栓高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

12-3-3-7 消火栓工

1. 消火栓の施工については、**設計図書**によるものとする。なお、特に定めのない事項については、国土交通省 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第5編給排水衛生設備工事の規定による。
2. 受注者は、消火栓高さの調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

12-3-3-8 給水設備修繕工

給水設備修繕工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、

設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

12-3-3-9 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編3-1-3-3作業土工の規定による。

12-3-3-10 給水管路工

1. 受注者は、給水管の施工については、下記の事項により施工するものとする。なお、これにより難い場合は、監督員と協議の上、施工しなければならない。
 - (1) 受注者は、各種管類の曲部には曲部用継手を用いなければならない。なお、布設路線に障害物がある場合は、曲管などを使用することとし、直管をずらすことによって障害物をかわしてはならない。
 - (2) 受注者は、地下埋設物との交差や構造物を横断する箇所は、必要に応じてさや管やコンクリートで防護しなくてはならない。
 - (3) 受注者は、電話、電力、照明設備ケーブルと平行又は交差する場合は、30cm以上の間隔をおき、布テープなどにより防護しなくてはならない。
 - (4) 受注者は、給水管が電食又は酸・アルカリによって腐食するおそれのある場所での布設については、耐食性の給水管を使用しなければならない。
 - (5) 受注者は、給水管の曲管部又は管末部で、接合箇所が離脱するおそれがある場合は、離脱防止継手を用いるか、コンクリートで保護しなければならない。
 - (6) 受注者は、不等沈下が生じるおそれのある箇所には、有効な伸縮継手を用いなければならない。
 - (7) 受注者は、漏水のないように施工しなければならない。
 - (8) 受注者は、布設する給水管の周囲を埋戻し、十分転圧しなければならない。なお、給水管、給水設備、ボックス類に損傷、沈下、移動などを与えないように注意しなければならない。
2. 受注者は、給水管の布設については、境界杭、道路標識、ベンチマーク、水が汚染されるおそれのある箇所に近接して布設しないようにしなければならない。
3. 受注者は、ポリエチレン管の布設については、温度差による膨張、収縮を考慮して蛇行配管としなければならない。また、コイル巻きによるねじれ、わん曲、くせがあるため器具の傾斜が生じやすいので、器具前後の管は、徐々にねじれを解いて布設しなければならない。
4. 鋳鉄管類の布設については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、勾配のある場所に施工する場合は、受口を上り勾配に向けて布設しなければならない。なお、将来の維持管理に備えて、管及び異形管の表示記号は上部にして布設しなければならない。
 - (2) 受注者は、切断又は変形した材料を使用してはならない。また、異形管の切断、変形は行ってはならない。
5. 硬質ポリ塩化ビニール管の布設については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、曲げ配管が必要な場合は、エルボ又はベンドを用いて配管しなければならない。
 - (2) 受注者は、ガソリン、クレオソート、塗料といった有機溶剤を含むものに浸食されるおそれのある場所へ布設してはならない。
6. 給水管の接合については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、管の接合前に内部を点検し、異物のないことを確かめ、切りくず、ごみを除去してから接合しなければならない。
 - (2) 受注者は、管の断面が変形しないように、管軸線に対して直角に切断し、その切り口を平滑に仕上げなければならない。
 - (3) 受注者は、配管の施工を一時休止する場合などは、管内に異物が入らないように養生しなければならない。
7. 受注者は、鉛管相互の接合は、原則として行ってはならない。
8. 受注者は、鉛管と鋳鉄管を接合する場合は、LY 継手と鋳鉄管をメカニカル接合し、鉛管を拡管してボルト及びナットで締付けて接合しなければならない。また、鉛管と鋼管を接合する場合は、黄銅製はんだ付用ニップルを使用しなければならない。
9. 受注者は、ビニールライニング鋼管の接合については、樹脂コーティング管端防食

管継手を用いて接合しなければならない。

10. 受注者は、硬質ポリ塩化ビニール管類の接合については、硬質塩化ビニール管用接着剤及び継手類を用いて接合しなければならない。
11. 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の接合については、メカニカル継手、タイトン継手、又はフランジ継手を用いて接合しなければならない。
12. 受注者は、給水管埋設時に埋設シート及び埋設標を敷設しなければならない。
13. 受注者は、給水管の布設後、必要に応じて水圧試験、通水試験、ポンプの試験を監督員の**立会**のもとで行わなければならない。なお、それぞれの試験の内容については、**設計図書**によらなければならない。

第4節 雨水排水設備工

12-3-4-1 一般事項

1. 本節は、雨水排水設備工として材料、側溝工、集水柵工・マンホール工、調整池工、貯留施設工、作業土工、管渠工、地下排水工、公園水路工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、雨水排水設備工の施工については、「**道路土工要綱 2-7 排水施設の施工**」の規定による。これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。
3. 受注者は、側溝工、集水柵工・マンホール工、作業土工、管渠工、地下排水工、公園水路工の施工については、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から園路及び広場に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び地下水面上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。

12-3-4-2 材料

1. 雨水排水設備工に使用する材料は、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
 - JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品一種類、製品の呼び方及び表示の通則)
 - JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品一性能試験方法通則)
 - JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品一検査方法通則)
 - JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品)
 - JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)
 - JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)
 - JIS A 5506 (下水道用マンホールふた)
 - JIS G 3470 (コルゲートセクション)
 - JIS G 3471 (コルゲートパイプ)
 - JIS K 6739 (排水用硬質ポリ塩化ビニール管継手)
 - JIS K 6741 (硬質塩化ビニール管)
2. 管類及びフィルター材の種類、規格については、**設計図書**によるものとする。
3. 受注者は、雨水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員の**承諾**をえなければならない。

12-3-4-3 側溝工

1. 側溝工の施工については、第3編3-1-3-29側溝工の規定による。
2. 受注者は、側溝工の施工については、**設計図書**によるものとし、現地の状況により、これに示された水路勾配によりがたい場合は、監督員と**協議**するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
3. 受注者は、プレキャストU型側溝、L型側溝、プレキャスト皿型側溝、現場打側溝、コルゲートフリーム、自由勾配側溝、特殊円形側溝の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。
4. 受注者は、現場打側溝の施工については、側溝の表面の締固めたコンクリートが半乾きの状態の時にコテを使用し、かつ、突端部は面ゴテを使用して仕上げなければならない。
5. コルゲートフリームの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、コルゲートフリームの布設については、砂質土又は軟弱地盤が出現した場合には、施工前に施工方法について監督員と**協議**しなければならない。

(2) 受注者は、コルゲートフリュームの組立に当たっては、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。

また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、緩んでいるものがあれば締め直しを行わなければならない。

(3) 受注者は、コルゲートフリュームの布設条件（地盤条件・出来型等）については**設計図書**によるものとし、上げ越しを行う必要が生じた場合には、布設に先立ち、施工方法について監督員と**協議**しなければならない。

6. 受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、**設計図書**に示すコンクリート厚さとし、これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

7. 受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。

8. 受注者は、現場打水路及び柵渠の施工については、**設計図書**によるものとし、現地状況により、これにより難しい場合は、監督員と**協議**しなければならない。

9. 受注者は、柵渠の施工については、杭、板、笠石及び梁にすき間が生じないように注意して施工しなければならない。

10. 受注者は、管（函）渠型側溝の施工については、第12編12-1-7-5プレキャストカルバート工の規定によらなければならない。

11. 公園素掘側溝の施工については、以下の各号の規定による。

(1) 受注者は、公園素掘側溝の施工に当たり、掘削（切土）面はゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のため取り除かなければならない。盛土面は法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。また、底面は滑らかで一様な勾配となるよう施工しなければならない。

(2) 受注者は、公園素掘側溝に張芝を施す場合、第12編12-2-3-6地被類植栽工2. 芝の植付けの規定による。

12-3-4-4 集水柵工・マンホール工

1. 集水柵の施工については、第3編3-1-3-30集水柵・マンホール工の規定による。

2. 集水柵・マンホール工の施工については、以下の各号の規定による。

(1) 受注者は、集水柵及びマンホール工の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

(2) 受注者は、側溝工及び管渠工との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。

(3) 受注者は、集水柵及びマンホール工の施工について、路面との高さの調整が必要な場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

3. 受注者は、柵に接合する取付管の管口仕上げについては、上部塊類を設置する前に接着剤が管の内面に突出していないか**確認**した後、塊類を設置しなければならない。

4. 受注者は、柵高さ調整及びマンホール高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

12-3-4-5 調整池工

1. 周囲小堤の法面整形作業については、第12編12-1-4-8法面整形工の規定による。

2. 周囲小堤の法面作業については、第12編12-1-6-4法枠工の規定による。

3. 周囲小堤に擁壁を使用する場合は、第12編12-1-8-4現場打擁壁工、第12編12-1-8-5プレキャスト擁壁工、第12編12-1-8-6小型擁壁工の規定による。

4. 周囲小堤に石積を使用する場合は、第12編12-1-8-9石積工の規定による。

5. 受注者は、余水吐及び放流施設の施工については、余水吐及び放流施設の高さ及び水抜き孔と周囲小堤との通水性、並びに排水管との接合に支障のないよう、**設計図書**に示す位置、高さに施工し、水平、鉛直となるように据え付けなければならない。

12-3-4-6 貯留施設工

1. 貯留施設の施工については、第12編12-3-3-4貯水施設工、第12編12-3-4-5調整池工の規定による。

2. 受注者は、貯留施設の施工に用いる有孔管を設置した後のフィルター材については、

設計図書による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。

3. 受注者は、貯留施設の施工については、基礎を突き固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。
4. 受注者は、貯留施設のフィルター材の施工については、付近の土が混入しないようにしなければならない。

12-3-4-7 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編3-1-3-3作業土工の規定による。

12-3-4-8 管渠工

1. 管渠工の施工については、第3編3-1-3-28プレキャストカルバート工の規定による。
2. 受注者は、管渠工の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないようにしなければならない。
3. 受注者は、ソケット付の管の布設については、上流側又は高い側にソケットを向けなければならない。
4. 受注者は、管渠工の施工については、基礎の上に通りよく管を据え付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にコンクリート又は、固練りモルタルを充填し、空隙が生じないように施工しなければならない。
5. 受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。
6. コルゲートパイプの布設については、以下の各号の規定による。
 - (1) 砂質土又は砂を基床としなければならない。
 - (2) コルゲートパイプの組立については、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うように重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の頂側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。
7. 受注者は、管渠工の施工については、**設計図書**によるものとし、現地の状況によりこれに示された水路勾配により難い場合は、監督員と**協議**の上、**指示**による勾配で、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
8. 受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「**道路土工—カルバート工指針7-2 (2) 2)敷設工**」（日本道路協会）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
9. 副管及び接続ソケットの施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、接合部の仕上げについては、管の損傷、漏水のないよう特に入念に仕上げ、管の通りについて**確認**し、埋戻さなければならない。
 - (2) 受注者は、布設勾配については、中だるみのないように施工しなければならない。
 - (3) 受注者は、接合材が管の内側にはみ出していないか**確認**しなければならない。
 - (4) 受注者は、接合材が十分硬化するまでは、無理な荷重を加えてはならない。また、埋戻しは十分硬化していることを**確認**し、丁寧に行うとともに入念に締固めなければならない。
 - (5) 受注者は、本管ソケット部と取付口に簡単な遣形を設け、一直線に下流側から施工しなければならない。
10. 受注者は、立体網状管の施工については、**設計図書**によらなければならない。
11. 受注者は、管閉塞の施工については、**設計図書**によらなければならない。
12. 受注者は、管口フィルターの施工については、フィルターの破損がないことを**確認**し、すき間や折れのないように施工しなければならない。

12-3-4-9 地下排水工

1. 受注者は、地下排水の施工については、**設計図書**で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに地下水脈を発見した場合は、監督員に**報告**し、その対策について監督員の**指示**によらなければならない。
2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材については、**設計図書**による材料を

用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。

3. 受注者は、有孔ヒューム管、有孔塩化ビニール管、透水コンクリート管、化学繊維系管の施工については、基礎を突き固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。

12-3-4-10 公園水路工

1. 受注者は、公園水路工の施工については、**設計図書**によらなければならない。なお、現地の状況により、**設計図書**に示された水路勾配により難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
2. 受注者は、プレキャスト水路の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、水路蓋の設置については、路面又は水路との段差が生じないように施工しなければならない。

第5節 汚水排水設備工

12-3-5-1 一般事項

本節は、汚水排水設備工として材料、作業土工、管渠工、汚水柵・マンホール工、浄化槽工、その他これらに類する工種について定める。

12-3-5-2 材 料

1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則)

JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品－性能試験方法通則)

JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品－検査方法通則)

JIS G 3470 (コルゲートセクション)

JIS G 3471 (コルゲートパイプ)

JIS K 6739 (排水用硬質ポリ塩化ビニール管継手)

JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニール管)

JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニール管継手)

JIS K 6777 (耐熱性硬質ポリ塩化ビニール管継手)

JIS K 6776 (耐熱性硬質ポリ塩化ビニール管)

JIS R 1201 (陶管)

JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管)

JIS G 3448 (一般用配管用ステンレス鋼鋼管)

JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)

JIS B 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手)

JIS B 2313 (配管用鋼板製突合せ溶接式管継手)

JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鉄製管継手)

JIS B 2302 (ねじ込み式鋼管製管継手)

JIS B 2011 (青銅弁)

JIS B 2031 (ねずみ鉄弁)

JIS A 4101 (ガラス繊維強化プラスチック製浄化槽構成部品)

2. 受注者は、汚水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**にしなければならない。

12-3-5-3 作業土工 (床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編3-1-3-3作業土工の規定による。

12-3-5-4 管渠工

管渠工の施工については、第12編12-3-4-8管渠工の規定による。

12-3-5-5 汚水柵・マンホール工

1. 汚水柵・マンホール工の施工については、第12編12-3-4-4集水柵工・マンホール工の規定による。
2. 汚水柵及びマンホールのインバートの施工については、下記の事項により施工しな

なければならない。

- (1) 受注者は、管接続部、底部及び側壁部より漏水のないよう施工しなければならない。
- (2) 受注者は、柵及びマンホールの底部の施工についてはコンクリートで半円形にし、水が溜まらないように勾配を付け、表面がなめらかになるよう仕上げなければならない。

12-3-5-6 浄化槽工

1. 浄化槽の施工については、建築基準法及び水質汚濁防止法、浄化槽法に基づく法令のほか、地方公共団体の定める条例の規定によるものとする。
2. 受注者は、基礎の施工については、床掘り完了後、割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利及び砕石といった間隙充填材を加え、締固めながら仕上げなければならない。
3. 基礎材の施工については、第12編12-3-3-4貯水施設工の規定によらなければならない。
4. 均しコンクリート及びコンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
5. 受注者は、浄化槽の水密性の保持を勘案し、コンクリート打設後は、特に十分な養生を行わなければならない。
6. 受注者は、ユニット形浄化槽の設置については、**設計図書**の示す位置、高さに設置し、水平、鉛直となるように施工しなければならない。
7. 受注者は、浄化槽の埋戻しについては、流入管管底と放流管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを**確認**した後、埋戻しを行わなければならない。また、埋戻しは、槽内に半分程度注水した後で行い、30cmの層状に周辺を均等に突き固め、水締めを行わなければならない。
8. 受注者は、ユニット形浄化槽の埋戻しについては、ユニット本体に鋭角な碎石などが当たらないよう特に注意して施工しなければならない。
9. 受注者は、防水モルタルの施工については、**設計図書**によるものとし、浄化槽に外部から雨水が侵入しないよう施工しなければならない。
10. 受注者は、アンカーボルトの施工については、アンカーボルトがコンクリートの打ち込みにより移動しないよう設置しなければならない。
11. 浄化槽の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、浄化槽が定常の使用状態に入った後、速やかに流入水、処理水の水質分析、騒音測定等の必要な試験を実施し、試験成績表を監督員に**提出**しなければならない。
 - (2) 受注者は、浄化槽の各槽を満水にし、各機器の能力を使用に適合するように調整した後、総合的な運転を行い、全体及び各部の状態について異常の有無を**確認**しなければならない。
 - (3) 受注者は、浄化槽の施工完了後、各機器を単独手動運転し、制御装置を動作させ異常の有無を**確認**し、次に各機器の自動又は連動運転を行い異常の有無を**確認**し、次に各機器の自動又は連動運転を行い異常の有無を**確認**しなければならない。
 - (4) 受注者は、施工完了後、清掃を行い、満水状態にして24時間放置し、漏水の有無を**確認**しなければならない。また、工事完了後は、ポンプ槽を除くすべての槽を満水状態としておかななければならない。

第6節 電気設備工

12-3-6-1 一般事項

1. 本節は、電気設備工として材料、照明設備工、放送設備工、作業土工、電線管路工、電気設備修繕工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、国土交通省 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、電気通信設備工事共通仕様書の規定によらなければならない。

12-3-6-2 材 料

1. 電気設備工に使用する材料は、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品—種類、製品の呼び方及び表示の通則)
JIS C 3401 (制御用ケーブル)
JIS C 3605 (600Vポリエチレンケーブル)
JIS C 3606 (高圧架橋ポリエチレンケーブル)
JIS C 3653 (電力用ケーブルの地中埋設の施工方法—波付硬質合成樹脂管付属書1)
JIS C 4620 (キュービクル式高圧受電設備)
JIS C 8105 (照明器具—安全性要求事項～性能要求事項) —1～3
JIS C 8305 (鋼製電線管)
JIS C 8380 (ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管)
JIS C 8430 (硬質ビニール電線管)
JIS C 8411 (合成樹脂製可とう電線管)

2. 受注者は、電気設備工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

12-3-6-3 照明設備工

1. ハンドホール工の施工については、第3編3-1-3-21ハンドホール工の規定による。
2. 受注者は、引込柱及び照明灯の施工については、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 受注者は、建て込み位置については、監督員の**承諾**を得なければならない。
 - (2) 受注者は、建て込みについては、垂直に建て込み、地際部には材質により必要に応じて防食テープを巻き付けなければならない。
3. 受注者は、分電盤の施工については、ケーブル引き込み部分にはシール材を十分詰めて、外部からの湿気の侵入を防がなければならない。
4. 受注者は、照明灯及び分電盤の器具、金箱といった金属部分の施工については、第D種接地工事により接地しなければならない。
5. 受注者は、照明灯の施工については、照明灯の内部で、ケーブル相互又はケーブルと電線とを接続する場合は、切り離しが可能な接続金物を使用しなければならない。
6. 受注者は、遮光板の施工については、十分に効果が得られるように設置しなければならない。
7. 受注者は、ハンドホール及び分電盤高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

12-3-6-4 放送設備工

放送設備工の施工については、第12編12-3-6-3照明設備工の規定による。

12-3-6-5 作業土工 (床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編3-1-3-3作業土工の規定による。

12-3-6-6 電線管路工

1. 電線の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、引き入れに先立ち、電線管内を十分清掃し、電線は丁寧に引き入れ、管端口は電線を損傷しないように保護しなければならない。また、通線を行わない場合は、管端口には防水栓等を差し込んでおかななければならない。
 - (2) 受注者は、要所、ハンドホール内及びその引込口、引出口近くでは余裕を持たせなければならない。
 - (3) 受注者は、電線を曲げる場合は、被覆を痛めないように注意し、その屈曲半径は低圧ケーブルに当たっては、仕上がり外径の8倍以上としなければならない。
2. 受注者は、電線及び電線管の施工については、ハンドホール内でのケーブル接続部分は、ケーブルハンガー等に掛けるなどして、ハンドホール底部に直接触れないよう取り付けなければならない。
3. 受注者は、電線管の施工については、電線管の曲げ半径は、管内径の6倍以上とし、曲げ角度は90度を超えてはならない。
4. 受注者は、電線管理設時に埋設シート及び埋設標を敷設しなければならない。

12-3-6-7 電気設備修繕工

電気設備修繕工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

第7節 園路広場整備工

12-3-7-1 一般事項

1. 本節は、園路広場整備工として材料、舗装撤去工、舗装準備工、アスファルト舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、アスファルト系舗装工、コンクリート系舗装工、土系舗装工、レンガ・タイル系舗装工、木系舗装工、樹脂系舗装工、石材系舗装工、舗装仮復旧工、園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工、作業土工、植樹ブロック工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、園路広場整備工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。
3. 受注者は、路盤の施工において、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督員と**協議**しなければならない。
4. 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、有害物を除去しなければならない。
5. 受注者は、表面排水勾配の配置については、**設計図書**で示されていない場合は、表12-3-1に示す表面排水勾配としなければならない。ただし、部分的なすりつけ部については、監督員と**協議**しなければならない。

表12-3-1 表面排水勾配

種 別	勾 配	摘 要
園路，歩行者道路， 自転車道	1.0%以下	コンクリート，アスファルト， 平板舗装類
広 場	0.5～1.0%	平板，レンガ，タイル，砂， ダスト舗装類

6. 受注者は、転圧については、周辺の低い箇所から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。
7. 受注者は、転圧については、開始から仕上げまで連続して行い、前に転圧した幅の1/2以上重ねて行わなければならない。
8. 受注者は、散水については、淡水を用いるものとし泥水などを使用してはならない。
9. 施設の仕上げについては、第12編第3章第13節施設仕上げ工の規定による。

12-3-7-2 材 料

1. 受注者は、園路広場整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち試験が伴う材料については、「**舗装調査・試験法便覧**」の規格に基づき試験を実施しなければならない。
3. 路床盛土材は、第1編1-2-4-4路床盛土工の規定による。
4. アスファルト舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、アスファルト系舗装工で使用する材料については、第3編3-1-6-3アスファルト舗装の材料、2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。
5. コンクリート系舗装工、土系舗装工、レンガ・タイル系舗装工、木系舗装工、樹脂系舗装工、石材系舗装工で使用する材料については、**設計図書**によるものとし、指定のない場合は第3編3-1-6-3アスファルト舗装の材料、3-1-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。
6. 園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工で使用する材料の種類及び規格は、**設計図書**によるものとする。
7. 受注者は、クッション砂については、沈下量を一定にするため、同一現場内では、産地、粒度、含水率が同一のものを使用しなければならない。
8. 施設仕上げ工の材料については、国土交通省 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。

12-3-7-3 舗装撤去工

1. 受注者は、舗装版切断の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、舗装版粉碎の施工については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、路面切削の施工については、第3編3-1-6-15 路面切削工の規定による。
4. 受注者は、殻運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。

12-3-7-4 舗装準備工

舗装準備工の施工については、第3編3-1-6-5舗装準備工の規定による。

12-3-7-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第3編3-1-6-7アスファルト舗装工の規定による。

12-3-7-6 排水性舗装工

排水性舗装工の施工については、第3編3-1-6-7アスファルト舗装工の規定による。

12-3-7-7 透水性舗装工

透水性舗装工の施工については、第3編3-1-6-10透水性舗装工の規定による。

12-3-7-8 アスファルト系舗装工

アスファルト系舗装工の路盤施工については、第3編3-1-6-7アスファルト舗装工及び第3編3-1-6-9排水性舗装工、第3編3-1-6-10透水性舗装工の規定による。

12-3-7-9 コンクリート系舗装工

1. コンクリート系舗装工の路盤施工については、第3編3-1-6-12コンクリート舗装工の規定による。
2. インターロッキング舗装の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、クッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に**設計図書**に示す厚さになるように、均一に敷均さなければならない。
 - (2) 受注者は、ブロックの据え付けについては、**設計図書**に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。
 - (3) 受注者は、ブロック相互のかみ合わせが良くなるように据え付けなければならない。
 - (4) 目地の幅は、2～3mmとする。
 - (5) 受注者は、目地ラインの修正をする場合は、角材、木槌を用い、ブロックに損傷を与えないようにしなければならない。
 - (6) 受注者は、ブロック舗装面の仕上げについては、振動締固め機により行わなければならない。
 - (7) 受注者は、締固めについては、ブロックの長手方向に対して行い、ブロックに損傷を与えないようにしなければならない。
 - (8) 受注者は、歩行に支障がないように、また降雨後に滞水がないように平坦に仕上げなければならない。
 - (9) 受注者は、目地詰めについては、乾燥した砂を舗装表面に散布した後、ほうき類で十分に詰めなければならない。なお、目地詰めの不十分な箇所は締固め機を併用して行うか、散水により施工しなければならない。
 - (10) 受注者は、舗装表面に残った目地砂については、清掃し取り除かななければならない。
3. 受注者は、透水性コンクリート舗装の施工については、**設計図書**によるものとする。
4. 平板舗装の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、**設計図書**に定めのない場合は、施工図を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。なお、施工図は、舗装パターン、縁石、工作物との取合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。
 - (2) 受注者は、割り付けによって端数が生じた場合は、現場加工によって納まりよく仕上げなければならない。
 - (3) 受注者は、目地については、指定されたパターン及び目地幅によってゆがみなく仕上げなければならない。
 - (4) 受注者は、砂目地については、目地の幅は**設計図書**によるものとし、目違いのな

いように張り立て後、直ちに砂（細目）を散布し、ほうき類で目地に充填しなければならない。

- (5) 受注者は、据え付けについては、**設計図書**に示す表面勾配が得られるように水糸を張って正確に行わなければならない。

12-3-7-10 土系舗装工

1. 土系園路工の路盤施工については、第3編3-1-6-7アスファルト舗装工及び第3編3-1-6-12コンクリート舗装工の規定による。
2. 土舗装工の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、表層土については、均一に敷均し、締固めに適した含水比に保てるよう散水しながら、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
 - (2) 受注者は、仕上がり面については、塊が残らないようにレーキでかき均さなければならない。
 - (3) 受注者は、表層土の表層仕上り厚が30mm以下の場合は、路床又は下層土面をレーキで浅くかき均し、なじみよくした上で、敷均し、転圧しなければならない。
 - (4) 受注者は、化粧砂を撒く場合、その厚さについては、**設計図書**によるものとし、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げなければならない。
 - (5) 受注者は、表層安定剤を散布する場合、散布量は**設計図書**によるものとし、適度の散水を行いながら転圧しなければならない。
3. 芝舗装の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、下層路盤のある場合は、下層面が損なわれないように客土を運搬、敷均し、**設計図書**に示す高さに仕上げなければならない。
 - (2) 受注者は、芝を張った後は、**設計図書**に示す目土を敷均し転圧の上、かん水しなければならない。
4. 耐踏圧性芝生舗装の施工については、芝舗装の規定によるものとするほか、耐踏圧性芝生舗装で使用する材料の種類及び規格は、**設計図書**によらなければならない。
5. 砂舗装、石灰岩ダスト舗装の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、砂舗装の砂と土砂については、よく混合した後、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
 - (2) 受注者は、石灰岩ダスト舗装については、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
 - (3) 受注者は、表層安定剤については、転圧後**設計図書**に示す量を散布し、必要に応じ適度の散水を行わなければならない。

12-3-7-11 レンガ・タイル系舗装工

1. レンガ・タイル系舗装工の路盤施工については、第3編3-1-6-7アスファルト舗装工及び第3編3-1-6-12コンクリート舗装工の規定による。
2. レンガ舗装、タイル舗装の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、敷きモルタルの施工については、**設計図書**に示す厚さになるように、均一に敷均さなければならない。
 - (2) 受注者は、レンガ、タイルの据え付けについては、**設計図書**に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。
 - (3) レンガ、タイル舗装の化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合については**設計図書**によるものとする。

12-3-7-12 木系舗装工

1. 木系園路工の路盤施工については、第3編3-1-6-7アスファルト舗装工及び第3編3-1-6-12コンクリート舗装工の規定による。
2. 受注者は、チップ舗装の施工については、**設計図書**によるものとする。
3. 木レンガ舗装の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、クッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に**設計図書**に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。
 - (2) 受注者は、木レンガの据え付けについては、**設計図書**に示す表面勾配及び目地ラ

- インが得られるように施工しなければならない。
4. 受注者は、木道のクッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に**設計図書**に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。
 5. 受注者は、枕木舗装の施工については、**設計図書**によらなければならない。

12-3-7-13 樹脂系舗装工

1. 樹脂系舗装工の路盤の施工については、第3編3-1-6-7アスファルト舗装工及び第3編3-1-6-12コンクリート舗装工の規定による。
2. 樹脂系舗装の表層の施工については、**設計図書**によるものとする。
3. 受注者は、ゴムチップ舗装の施工については、**設計図書**によらなければならない。

12-3-7-14 石材系舗装工

1. 石材系舗装工の路盤の施工については、第3編3-1-6-7アスファルト舗装工及び第3編3-1-6-12コンクリート舗装工の規定による。
2. 受注者は、碎石舗装の施工については、碎石を均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
3. 平石張舗装、ごろた石張舗装、玉石張舗装、割板石張舗装、小舗石張舗装、切板石張舗装、延段、飛石の施工については、下記の規定による。
 - (1) 受注者は、張りパターンについて**設計図書**に定めのない場合は、施工図を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。なお、施工図は、張り模様、縁石、工作物との取り合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。
 - (2) 受注者は、各舗装の施工については、設計意図を十分理解した上で、施工しなければならない。
 - (3) 受注者は、張り模様については、修景的配慮をしなければならない。なお、乱形平石張工において4方向以上の目地の集合点が生じてはならない。
 - (4) 受注者は、石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組み合わせ、小さい石が多くなるように配慮しなければならない。
 - (5) 受注者は、石材系舗装のクッション砂及び敷きモルタルについては、**設計図書**に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。
 - (6) 受注者は、モルタルによる化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合については、**設計図書**によらなければならない。
 - (7) 受注者は、舗装の表面が平滑になるように配慮し、**設計図書**に示す表面勾配が得られるよう施工しなければならない。
 - (8) 受注者は、施工中、モルタルなどによって石の表面を汚さないように配慮し、施工後の養生を行わなければならない。
 - (9) 受注者は、合端については、現場で加工・施工を行い、特に端部の納まりに配慮しなければならない。

12-3-7-15 舗装仮復旧工

舗装仮復旧工の施工については、第12編12-3-7-4舗装準備工、第12編12-3-7-5アスファルト舗装工、第12編12-3-7-8アスファルト舗装工、第12編12-3-7-9コンクリート舗装工の規定による。

12-3-7-16 園路縁石工

1. 園路縁石工の施工については、第3編3-1-3-5縁石工の規定によるもののほか、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、縁石ブロックについては、設置前に清掃し、基礎上に安定よく据え付け、目地モルタルを充填しなければならない。
 - (2) 受注者は、縁石ブロックの目地幅及び目地モルタルの配合については、**設計図書**によらなければならない。
 - (3) 受注者は、現場打縁石については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートによるほか、**設計図書**によらなければならない。
2. レンガ縁石、木縁石、見切材（仕切材）、石材縁石の施工については、設計意図を十分理解した上で、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、石材については、指定寸法でできる限りすわりのよいものを選び、天端及び見切線はその見通線上に凹凸のないように注意して据え付けなければならない。

- ない。
- (2) 受注者は、土ぎめの場合は、縁石の周囲を充分突き固めながら、天端及び見切線の見通線がずれないように注意して据え付けなければならない。
 - (3) 受注者は、石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組み合わせなければならない。
 - (4) 受注者は、雑割石縁石の施工に当たっては、合端を馴染みよく合わせるように配慮しなければならない。
 - (5) 受注者は、施工中、モルタルによって石の表面を汚さないように配慮し、養生を行わなければならない。
3. 受注者は、縁石高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

12-3-7-17 区画線工

1. 区画線工の施工については、第3編3-1-3-9区画線工の規定による。
2. ロープ区画線及びロープ止めの施工については、**設計図書**によらなければならない。

12-3-7-18 階段工

1. 階段工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第3編3-1-3-22階段工の規定、第12編第3章第13節施設仕上げ工によるもののほか、**設計図書**によるものとする。
2. 受注者は、階段工の施工については、踏面に水が溜まらないよう施工しなければならない。
3. 受注者は、階段高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。
4. 受注者は、手すりの施工については、第12編12-3-11-8柵工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

12-3-7-19 公園橋工

1. 公園橋工の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、現地の状況により**設計図書**に示された構造によりがたい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
 - (2) 橋台の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第12編12-3-3-4貯水施設工、第12編第3章第13節施設仕上げ工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。
 - (3) 橋設置の施工については、**設計図書**によらなければならない。
 - (4) 受注者は、橋の設置に当たっては、設置時の部材の応力と変形等を十分検討し、その結果橋上部に対する悪影響がないことを**確認**しておかななければならない。
 - (5) 受注者は、地覆については、橋の横方向最短部に設置しなければならない。
 - (6) 受注者は、高欄、手すりの施工については、**設計図書**に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。

12-3-7-20 デッキ工

デッキ工の施工については、第12編12-3-7-19公園橋工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

12-3-7-21 視覚障害者誘導用ブロック工

1. 受注者は、視覚障害者誘導用ブロックの施工については、施工前に施工図を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、視覚障害者誘導用ブロックの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。
3. 視覚障害者誘導点字シートの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工の規定によるもののほか、**設計図書**による。

第8節 修景施設整備工

12-3-8-1 一般事項

1. 本節は、修景施設整備工として材料、石組工、添景物工、袖垣・垣根工、花壇工、

トレリス工，モニュメント工，作業土工，小規模水景施設工，修景施設修繕工，水景施設工，その他これらに類する工種について定める。

2. 受注者は，修景施設整備工の施工については，敷地の状況，公園施設との取合いを考慮しなければならない。
3. 受注者は，修景施設整備工の施工については，設計意図を十分把握した上で，施工しなければならない。
4. 修景施設の仕上げについては，第12編第3章第13節施設仕上げ工の規定による。

12-3-8-2 材料

1. 受注者は，修景施設整備工において，使用する材料及び意匠に関わる材料については，施工前に仕上り見本品及び性能，品質を証明する資料を作成し，監督員に**提出**しなければならない。
2. 石材は，使用目的に合致した形状を有し，外観の良好なものとする。
3. 砂，砂利は粒の揃ったもので，異種材及びきょう雑物を含まないものとする。
4. 受注者は，修景施設整備工に使用する木材については，針葉樹の構造用製材の日本農林規格，針葉樹の造作用製材の日本農林規格，針葉樹の下地用製材の日本農林規格，広葉樹製材の日本農林規格，及び素材の日本農林規格による規格品とし，必要に応じて品質を証明する資料を作成し，施工前に監督員に**提出**しなければならない。なお，これにより難い場合は監督員の**承諾**を得るものとする。
5. 受注者は，**設計図書**に示された寸法については，製材にあっては仕上がり寸法とし，素材に当たっては特に明示する場合を除き末口寸法とする。
6. 工場製品については，ひび割れ，損傷がないものとする。

12-3-8-3 石組工

1. 受注者は，自然石の配分及び配置については，材種形状，色合い，周囲との取合いに十分考慮しなければならない。
2. 受注者は，石組工の施工については，現地の状況により，**設計図書**により難い場合は，監督員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は，石の据え付けについては，**設計図書**に定めのない場合は，石の位置，向き，深さについて監督員と**協議**しなければならない。

12-3-8-4 添景物工

添景物工の施工については，**設計図書**によるものとするほか，第12編12-3-8-3石組工，第12編第3章第13節施設仕上げ工の規定によるもののほか，**設計図書**によるものとする。

12-3-8-5 袖垣・垣根工

袖垣・垣根工の施工については，**設計図書**によるものとする。

12-3-8-6 花壇工

花壇工の施工については，**設計図書**によるものとする。

12-3-8-7 トレリス工

トレリス工の施工については，第12編12-3-11-8柵工の規定によるもののほか，**設計図書**によるものとする。

12-3-8-8 モニュメント工

モニュメント工の施工については，**設計図書**によるものとする。

12-3-8-9 作業土工

作業土工の施工については，第3編3-1-3-3作業土工の規定による。

12-3-8-10 小規模水景施設工

1. 流れ，滝，池，州浜，壁泉，カスケード，カナルの施工については，以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は，コンクリートの施工については，打ち継ぎ箇所における，シーリング材等の充填により水漏れ防止を行わなければならない。
 - (2) 受注者は，防水の施工については，**設計図書**によるものとする。
 - (3) 受注者は，防水の施工に当たって，防水シートを使用する場合は，接合部の**設計図書**に示す重ね合わせを十分行い，密着させなければならない。
 - (4) 石積の護岸の施工については，第12編12-1-8-9石積工の規定によるもののほか，**設計図書**によるものとする。

- (5) 石張りの施工については、第12編12-3-7-14石材系舗装工の規定によるもののほか、**設計図書**によるものとする。
- (6) 流れ工の仕上げ施工については、第12編第3章第13節施設仕上げ工の規定による。
2. 受注者は、小規模水景施設工については、**設計図書**に示す高さに施工しなければならない。
3. 受注者は、小規模水景施設工については、**設計図書**によるものとするが、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

12-3-8-11 修景施設修繕工

修景施設修繕工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

12-3-8-12 水景施設工

水景施設工の施工については、第12編12-3-8-10小規模水景施設工の規定によるもののほか、**設計図書**によらなければならない。

第9節 遊戯施設整備工

12-3-9-1 一般事項

1. 本節は、遊戯施設整備工として材料、遊具組立設置工、作業土工、小規模現場打遊具工、遊具施設修繕工、現場打遊具工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、遊戯施設整備工の施工に際しては、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。
3. 受注者は、遊戯施設整備工については、**設計図書**に示す高さに施工しなければならない。
4. 受注者は、遊戯施設整備工については、**設計図書**によるものとするが、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
5. 遊戯施設の仕上げについては、第12編第3章第13節施設仕上げ工による。

12-3-9-2 材 料

1. 金属材料については、**設計図書**によるものとする。ただし、**設計図書**に示されていない場合は、下記の事項により施工しなければならない。
- (1) 鉄鋼系
- JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)
 - JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)
 - JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)
 - JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)
 - JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品)
 - JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)
 - JIS規格品 (その他鋼材)
- (2) ステンレス系
- JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼)
 - JIS G 4303 (ステンレス鋼棒)
 - JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)
 - JIS規格品 (その他ステンレス鋼材)
- (3) 非鉄金属系
- JIS H 4000 (アルミニウム合金の板及び条)
 - JIS H 4080 (アルミニウム合金継目無管)
 - JIS規格品 (その他非鉄金属系)
- (4) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金の金具類は、日本工業規格又は、これと同等以上の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用しなければならない。
- (5) 遊具器具の継手類及び主要部分の鋳造による金具類は、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
- JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)
 - JIS G 5705 (可鍛鋳鉄品)
- (6) 金属材は、じんあい、油類の異物で汚損しないようにするとともに、必要に応じ

- て防蝕の方法を行うものとする。
2. 遊戯施設整備工に使用する木材については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、遊具施設整備工に使用する木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督員に**提出**しなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得るものとする。
 - (2) 木材の仕上げ、付属金物の塗装仕様、詳細部の加工仕様については**設計図書**によるものとする。
 3. 石材については、種類、品質、規格、仕上げ等は**設計図書**によるものとする。
 4. 樹脂材については、JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）の規格品又は同等以上とする。
 5. ガラス繊維は、JIS R 3412（ガラスロービング）の規格に適合する無アルカリ性のものとする。
 6. 工場製品については、ひび割れ、損傷のないものとする。
 7. 工場製品は、製作所の商標記号及び製造年月を表示したものとする。
 8. 砂場工に用いる砂は、粘土、ごみ、有機物が混入しない良質なものとする。

12-3-9-3 遊具組立設置工

1. 受注者は、遊具の製作、組立、建て込みについては、安全性を重視して施工しなければならない。
2. 受注者は、遊具の建て込みについては、計画設置高に注意し、ひずみ、ゆがみ、振れないように支保工、仮溶接等により固定し建て込んだ後、監督員の**確認**を受け、基礎固めを行わなければならない。また、コンクリートの硬化までは、十分な養生をしておかななければならない。
3. 受注者は、遊具のコンクリート基礎の施工については、金属製遊具の支柱地ぎわを除き、地表面に露出させてはならない。
4. 受注者は、遊具のボルト、ナット又は軸による接合の場合は、座金を入れ、緩みのないよう締め付け、止めねじ、ワリピンを用いて固定しなければならない。
5. 受注者は、遊具の施工に際し、安全上必要な箇所については、ダブルナット、Uナット又は袋ナットを使用しなければならない。
6. 受注者は、ロープ、ネットの結び目、結合部は、見ばえ良く、堅固に取り付けなければならない。
7. 遊具の木工事については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、見え掛り部分のかんな削り仕上げとし、とげ、ばりがないように平滑に仕上げなければならない。
 - (2) 受注者は、継手の施工については、特に定めない限り、構造的に応力が低下しないよう配置に留意しなければならない。
 - (3) 受注者は、木材のボルトを通す穴の施工については、使用するボルト径+3mmを越えてはならない。
 - (4) 受注者は、継手及び仕口の明示のない場合は、監督員と**協議**しなければならない。
 - (5) 受注者は、ボルトを隠すための埋木の施工については、接着剤で取れないように施工しなければならない。
 - (6) 受注者は、材質、含水量、防腐処理について安全な材料の選択を行い、危険のないように材料の選択を行い、接合部については、特に堅固に施工しなければならない。
8. 受注者は、遊具の設置個所及びその周囲において、危険防止のため地表面下とも、障害物を除去した後、水はけ良く地ならしして十分転圧しなければならない。
9. 安全柵の施工については、**設計図書**によるもののほか、第12編12-3-11-8柵工の規定による。
10. 受注者は、安全マットの施工については、**設計図書**によらなければならない。
11. 受注者は、遊具の施工については、設置から工事完了までの期間、危険防止のため、仮囲いをするなど適切な対策を講じなければならない。

12. 受注者は、遊具の地際部には、遊具の材質によっては、必要に応じて防蝕対策の措置を行わなければならない。

12-3-9-4 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編3-1-3-3作業土工の規定による。

12-3-9-5 小規模現場打遊具工

1. 小規模現場打遊具工の施工については、第12編12-3-9-3遊具組立設置工の規定によるもののほか、**設計図書**によるものとする。
2. 受注者は、砂場工の施工については、仕上げ面は平滑に仕上げ、角は十分な丸味を付け、安全性に留意しなければならない。

12-3-9-6 遊具施設修繕工

遊具施設修繕工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

12-3-9-7 現場打遊具工

現場打遊具工の施工についてはは第12編12-3-9-5小規模現場打遊具工の規定によるもののほか、**設計図書**によるものとする。

第10節 サービス施設整備工

12-3-10-1 一般事項

1. 本節は、サービス施設整備工として材料、時計台工、水飲み場工、洗い場工、ベンチ・テーブル工、野外炉工、炊事場工、サイン施設工、サービス施設修繕工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、サービス施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。

12-3-10-2 材 料

サービス施設整備工で使用する材料は、第12編12-3-9-2材料の規定による。

12-3-10-3 時計台工

1. 時計台工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、時計台の施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直になるよう施工するとともに、ねじれないように施工しなければならない。

12-3-10-4 水飲み場工

1. 受注者は、水飲み場工については、**設計図書**によるものとするが、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、水飲み場工については、**設計図書**に示す高さに施工しなければならない。
3. 水飲みの仕上げについては**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、第12編第3章第13節施設仕上げ工の規定による。

12-3-10-5 洗い場工

洗い場工の施工については、第12編12-3-10-4水飲み場工の規定による。

12-3-10-6 ベンチ・テーブル工

1. 受注者は、ベンチ・テーブル工については、**設計図書**によるものとするが、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、ベンチ及び縁台の施工については、前面の足元地盤は、水はけ良く地ならしして、十分転圧しなければならない。
3. 受注者は、野外卓及びテーブルの施工については、テーブル板及び腰掛け板は、水平に取り付けなければならない。また野外卓のテーブル板及び腰掛け板の取り付けは、丸釘又はボルトで堅固に取り付け、表面を平滑に仕上げなければならない。
4. 受注者は、ベンチ・テーブル工については、**設計図書**に示す高さに施工しなければならない。
5. 受注者は、ベンチ・テーブル工の施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれないように施工しなければならない。

12-3-10-7 野外炉工

1. 野外炉工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 野外炉工の仕上げについては、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場

合は、第12編第3章第13節施設仕上げ工の規定による。

12-3-10-8 炊事場工

炊事場工の施工については、第12編12-3-10-4水飲み場工、第12編12-3-10-7野外炉工の規定によるものとするほか、**設計図書**によらなければならない。

12-3-10-9 サイン施設工

受注者は、サイン施設工の施工については、**設計図書**に示すの高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。

12-3-10-10 サービス施設修繕工

サービス施設修繕工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

第11節 管理施設整備工

12-3-11-1 一般事項

1. 本節は、管理施設整備工として材料、リサイクル施設工、ごみ焼却施設工、ごみ施設工、井戸工、門扉工、柵工、車止め工、園名板工、掲場ポール工、反射鏡工、境界工、管理施設修繕工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、管理施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。

12-3-11-2 材 料

1. 管理施設整備工で使用する材料は、第12編12-3-9-2材料の規定によるもののほか、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとし、種類、規格、防錆処理については**設計図書**によるものとする。

JIS A 6518 (ネットフェンス構成部材)

JIS G 3552 (ひし形金網)

2. 焼丸太については、杉又は桧とし、側面及び天端を焼きワイヤブラシで表面を磨いたものとする。
3. ロープ及びチェーンの製品については、損傷のないものとする。

12-3-11-3 リサイクル施設工

1. リサイクル施設基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、タンパで十分突き固めなければならない。
2. リサイクル施設の施工については、**設計図書**によるものとする。
3. リサイクル施設設置の施工については、第12編第3章第3節給水設備工、第12編第3章第4節雨水排水設備工、第12編第3章第5節污水排水設備工、第12編第3章第6節電気設備工の規定による。

12-3-11-4 ごみ焼却施設工

ごみ焼却施設工の施工については、第12編12-3-11-3リサイクル施設工の規定による。

12-3-11-5 ごみ施設工

1. ごみ施設の施工については、**設計図書**によるものとする。
2. 受注者は、くず箱、吸殻入れの施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直になるよう施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。
3. 受注者は、ごみ置場の仕上げについては、第12編第3章第13節施設仕上げ工の規定によらなければならない。

12-3-11-6 井戸工

1. さく井の施工については、**設計図書**によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、国土交通省 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第7編さく井設備工事の規定による。
2. 受注者は、手押ポンプの施工については、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。
3. 受注者は、井戸設備の施工については、**設計図書**によるものとする。なお、特に定めのない事項については、国土交通省 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）の規定による。

12-3-11-7 門扉工

1. 門壁、門柱の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第12編12-3-3-

4貯水施設工，第12編第3章第13節施設仕上げ工の規定によるもののほか，**設計図書**によらなければならない。

2. 受注者は，門扉の施工については，**設計図書**に示す高さに設置し，水平，垂直になるように施工するとともに，ねじれのないように施工しなければならない。

12-3-11-8 柵工

1. フェンスの施工については，以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は，基礎の施工については，地盤高と天端仕上げ高に合わせ突き固め，曲がり及びねじれのないように取り付けなければならない。
 - (2) 受注者は，コンクリートブロック基礎の施工については，コンクリートブロックに支柱を建て込み，モルタル又はコンクリートにより充填し，基礎上部は金ゴテ仕上げとし中高に仕上げなければならない。
 - (3) 受注者は，現場打コンクリート基礎の施工については，基礎上部は金ゴテ仕上げとし中高に仕上げなければならない。なお，現場打コンクリート基礎にあらかじめ箱抜きをする場合は，コンクリートブロック基礎の規定によらなければならない。
 - (4) 受注者は，フェンスの建て込みについては，溶接箇所等における曲がり，ねじれが起きないように施工しなければならない。
 - (5) 受注者は，フェンス固定部分の施工については，緩みのないように堅固に締め付け，金網及びパネル等は，たるみ及びゆがみのないように取り付けなければならない。
 - (6) 受注者は，フェンスの笠木及び支柱等のねじ部の施工については，袋ナットを用いない場合余ったねじ胴部の切断処理を行わなければならない。
2. 受注者は，ロープ柵の施工については，緩みのないように柱3本に1本の割合でロープを1巻きさせなければならない。また，杭の曲がり及び端部は，控え等を入れて補強しなければならない。
3. 受注者は，チェーン柵の施工については，チェーンの固定部分は，堅固に取り付けなければならない。
4. 転落(横断)防止柵の施工については，第3編3-1-3-8路側防護柵工の規定による。
5. ガードレール・ガードケーブル及びガードパイプの施工については，第3編3-1-3-7防止柵工の規定による。

12-3-11-9 車止め工

1. 受注者は，車止めの設置位置については，**設計図書**によるものとし，これに示されない場合又は，現地の状況により位置に支障がある場合は，監督員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は，車止めの施工については，地下埋設物に破損を発生させないようにするとともに，既設舗装及び既設緑石に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。

12-3-11-10 園名板工

園名板の施工については，**設計図書**によるものとする。

12-3-11-11 掲揚ポール工

受注者は，掲揚ポールの施工については，**設計図書**に示す高さに設置し，水平，垂直に施工するとともに，ねじれのないように施工しなければならない。

12-3-11-12 反射鏡工

反射鏡工の施工については，**設計図書**によるものとするほか，「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」の規定による。

12-3-11-13 境界工

境界工の施工については，第10編10-2-12-3境界工の規定による。

12-3-11-14 管理施設修繕工

管理施設修繕工の施工については，**設計図書**によるものとし，これにより難しい場合は，**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

第12節 建築施設組立設置工

12-3-12-1 一般事項

1. 本節は，建築施設組立設置工として材料，四阿工，パーゴラ工，シェルター工，キャビン(ロッジ)工，温室工，観察施設工，売店工，荷物預り所工，更衣室工，便所

工、倉庫工、自転車置場工、建築施設修繕工、その他これらに類する工種について定める。

2. 建築施設組立設置工の組立設置については、**設計図書**に特に定めのない場合は公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）の規定による。
3. 建築施設組立設置工の設備については、第12編第3章第3節給水設備工、第12編第3章第4節雨水排水設備工、第12編第3章第5節汚水排水設備工、第12編第3章第6節電気設備工の規定による。

12-3-12-2 材 料

1. 建築施設組立設置工に使用する材料については、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
 - JIS A 5001（道路用砕石）
 - JIS A 5006（割栗石）
 - JIS A 5508（くぎ）
 - JIS K 6807（ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法）
 - JIS K 6804（酢酸ビニール樹脂エマルジョン木材接着剤）
 - JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）
 - JIS R 3412（ガラスロービング）
2. 工場製品については、製作所の商品記号などを刻印したものとする。
3. 木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とする。なお、これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得るものとする。
4. 木材については、JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）による防腐処理品とし、経口毒性及び経皮毒性などが安全と認められているものを使用するものとする。
5. ボルト、ナットについては、JIS製品を使用し、ボルトには座金を使用するものとする。
6. 樹脂については、JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）の規格品又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
7. ガラス繊維については、JIS R 3412（ガラスロービング）の規格品に適合する無アルカリ性のものとする。
8. 屋根材、屋根下地用ルーフィング、付属材料については、**設計図書**によるものとする。

12-3-12-3 四阿工

1. 受注者は、四阿基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分突き固めなければならない。
2. 四阿設置の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、設置位置について、監督員の**承諾**を得なければならない。
 - (2) 受注者は、床面に水たまりを生じないように勾配をつけなければならない。
 - (3) 受注者は、仕上げの色合いについては、見本帳又は見本塗り板を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。
3. 四阿の木材使用については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、見え掛かり部分について現場での仕上げが必要な場合は、すべて荒削り又は、機械、かんな削りの上、仕上げ削りをしなければならない。
 - (2) 受注者は、継手については、特に定めのない限り、乱に配置しなければならない。
 - (3) 受注者は、造作材の化粧面の釘打ちについては、隠し釘を標準としなければならない。
 - (4) 受注者は、継手及び仕口については、**設計図書**に示されていない場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。
 - (5) 受注者は、ボルトを隠すための埋木については、欠け、割れ、ひびがない部材と同じ材質の材料を使用し、接着剤を塗布し、すき間なく打ち込み、表面を平滑に仕上げなければならない。

- (6) 受注者は、表面の仕上げについては、特に平滑に仕上げ、とげが出ないように注意しなければならない。
 - (7) 受注者は、木材の端部及び角部の面取りについて、**設計図書**により難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と協議しなければならない。
 - (8) 受注者は、上部構造部の金具類については、堅固に取り付け、ボルト締めは、緩みなく締付けなければならない。
 - (9) 受注者は、コンクリート柱の上部と木部の桁、梁との取り合わせ部について、雨水が溜まらないようにモルタルで勾配をつけなければならない。
 - (10) 受注者は、竹材を使用する場合は、節止めとしなければならない。
4. 四阿の鋼材使用に当たり、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、端部の処理については、面取りといった必要な加工をしなければならない。
 - (2) 受注者は、部材の組み立てに先立ち、修正し、仕上がり材に曲がり、ねじれ、反りなどが生じないよう注意しなければならない。
 - (3) 受注者は、ボルトの締付けについては、ナットの回転量について部材を損傷しないよう注意し、締め過ぎないようにしなければならない。
 - (4) 受注者は、組み立てに際して行う現場溶接については、できる限り少なくするよう工夫し、やむを得ず現場で溶接を行う場合は、変形を少なくするため、適当な収縮量を見込み、また、逆ひずみや拘束を与えて仕上がり寸法及び形状を正確に保つようしなければならない。
 - (5) 受注者は、部材を受け台に置き、曲げ、ねじれを与えないように留意し、支障が生じた場合は、組み立てに先立ち、修正しなければならない。
 - (6) 受注者は、組み立てについては、風圧やその他荷重に対して安全に施工できるように仮設の筋交いとといった必要な支保を行い、補強しなければならない。
 - (7) 受注者は、仕上がり箇所の見え掛かり部分について、**設計図書**に示されていない場合は、サンダー仕上げをしなければならない。
 - (8) 受注者は、必要に応じて、ポリエチレンフィルム、はく離ペイントで養生を行い、現場に搬入しなければならない。
 - (9) 受注者は、取付け終わった金物で、出隅等の損傷のおそれがある部分は、当て板等の適切な養生を行わなければならない。また、工事完成時には、養生材を取り除き清掃を行わなければならない。なお、必要に応じて、ワックス掛け等を行わなければならない。

12-3-12-4 パーゴラ工

パーゴラ基礎、パーゴラ設置、パーゴラ設備の施工については、第12編12-3-12-3四阿工の規定によるもののほか、**設計図書**によるものとする。

12-3-12-5 シェルター工

シェルター基礎、シェルター設置、シェルター設備の施工については、第12編12-3-12-3四阿工の規定によるもののほか、**設計図書**によるものとする。

12-3-12-6 キャビン（ロッジ）工

キャビン（ロッジ）基礎、キャビン（ロッジ）設置、キャビン（ロッジ）設備の施工については、第12編12-3-12-3四阿工の規定によるもののほか、**設計図書**によるものとする。

12-3-12-7 温室工

温室基礎、温室設置、温室設備の施工については、第12編12-3-12-3四阿工の規定によるもののほか、**設計図書**によるものとする。

12-3-12-8 観察施設工

観察施設基礎、観察施設設置、観察施設設備の施工については、第12編12-3-12-3四阿工の規定によるもののほか、**設計図書**によるものとする。

12-3-12-9 売店工

売店基礎、売店設置、売店設備の施工については、第12編12-3-12-3四阿工の規定によるもののほか、**設計図書**によるものとする。

12-3-12-10 荷物預り所工

荷物預り所基礎，荷物預り所設置，荷物預り所設備の施工については，第12編12-3-1 2-3四阿工の規定によるもののほか，**設計図書**によるものとする。

12-3-12-11 更衣室工

更衣室基礎，更衣室設置，更衣室設備の施工については，第12編12-3-12-3四阿工の規定によるもののほか，**設計図書**によるものとする。

12-3-12-12 便所工

1. 便所基礎，便所設置，便所設備の施工については，第12編12-3-12-3四阿工の規定によるもののほか，**設計図書**によるものとする。
2. 受注者は，便所のサインについては，**設計図書**によるものとし，これにより難しい場合は，監督員と**協議**しなければならない。

12-3-12-13 倉庫工

倉庫基礎，倉庫設置，倉庫設備の施工について，第12編12-3-12-3四阿工の規定によるもののほか，**設計図書**によるものとする。

12-3-12-14 自転車置場工

自転車置場基礎，自転車置場設置，自転車置場設備の施工については，第12編12-3-1 2-3四阿工の規定によるもののほか，**設計図書**によるものとする。

3-12-15 建築施設修繕工

建築施設修繕工の施工については，**設計図書**によるものとし，これにより難しい場合は，**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

第13節 施設仕上げ工

12-3-13-1 一般事項

1. 本節は，施設仕上げ工として材料，塗装仕上げ工，加工仕上げ工，左官仕上げ工，タイル仕上げ工，石仕上げ工，その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は，現場塗装の施工管理区分については，**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は，塗装の仕様については，**設計図書**によらなければならない。
4. 受注者は，同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

12-3-13-2 材 料

1. 施設仕上げ工の材料については，公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の規定による。
2. 塗装仕上げの材料については，第3編3-1-12-2材料の規定による。
3. 木部防腐剤塗りの材料については，次の規格に適合したもの又は，これと同等品以上の品質を有するものとする。JIS K 1570（木材保存剤）
4. 受注者は，仕上げに使用する材料については，施工前に品質を証明する資料を作成し，監督員に**提出**しなければならない。
5. 受注者は，塗装仕上げに使用する材料の色については，製造所の工場調色としなければならない。ただし，使用量が少ない場合又は，塗装工程上の色変えの場合には，同一製造所の塗料を使用し，現場調色とするものとする。
6. 受注者は，塗装仕上げに使用する材料の搬入については，開封しないまま現場に搬入しなければならない。
7. 受注者は，仕上げ塗材の材料については，製造後，6ヶ月以上経過したものを使用してはならない。
8. 受注者は，塗装仕上げに使用する材料については，施工前に見本帳及び見本塗り板を作成し，監督員の**承諾**を得なければならない。ただし，使用量が少ない場合は，監督員の**承諾**を得て，同一製造所の塗料を使用し，現場調合とするものとする。
9. 受注者は，塗装仕上げの下塗りの材料については，**設計図書**によるものとし，これに示されていない場合は，監督員の**承諾**を得なければならない。
10. 受注者は，吹き付け仕上げの材料については，JIS規格品とし，種類，塗り厚及び塗りつけ量は**設計図書**によるものとし，これに示されていない場合は，監督員の**承諾**を得なければならない。
11. 受注者は，マスチック塗材については，製造所において調合されたものを使用しなければならない。

12. 受注者は、シーラー，セメント系下地調整塗材，仕上げ材については，主製造所の指定するものとしなければならない。
13. タイル仕上げに使用するタイルについては，JIS A 5209（陶磁器質タイル）の規格品とし，形状が正確で，色調，硬度が同様であり，欠点がないものとする。
14. タイル仕上げに使用するタイルについては，形状寸法，色合いなどは**設計図書**によるものとし，これに示されていない場合は，監督員の**承諾**を得るものとする。

12-3-13-3 塗装仕上げ工

1. 素地ごしらえ，合成樹脂調合ペイント塗り，溶剤形ビニル系塗料塗り，オイルステインワニス塗りについては，公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の規定による。
2. 現場での塗装仕上げの施工に当たり，以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は，塗装面に損傷，汚染を与えないよう注意し，また，塗装箇所周辺，床にあらかじめ養生をしなければならない。
 - (2) 受注者は，原則として下塗は白色，中塗りは白色又は，上塗り色に類似した色調としなければならない。また，不透明塗料について，監督員の**指示**がある場合は，下塗，中塗りの工程は，上塗りと異なった色によって塗り分けなければならない。
 - (3) 受注者は，仕上げの色合いについては，見本帳又は見本塗り板を作成し監督員の**承諾**を得なければならない。
 - (4) 受注者は，被塗物は十分乾燥させた後塗装し，上塗り前に，上塗りまでの工程について監督員に**承諾**を得た後，塗斑なく，塗膜厚が均等になるよう塗り上げなければならない。
 - (5) 受注者は，塗装の乾燥期間内に次の工程に移ってはならない。
 - (6) 受注者は，塗布量については平らな面に付着させる塗料の量を標準量としなければならない。なお，塗料の標準量は，薄める前の塗料の量としなければならない。
 - (7) 受注者は，薄め液塗布材については，**設計図書**によるものとし，これに示されていない場合は，監督員の**承諾**を得なければならない。
 - (8) 受注者は，塗装面の保護については，必要に応じて，完全に乾燥するまで，縄張り，柵を設置し，ペンキ塗りをしたの表示をしなければならない。
 - (9) 受注者は，塗料を使用直前に良くかき混ぜ，必要に応じて小分けして塗装しなければならない。
 - (10) 受注者は，火気に注意し，爆発，火災といった事故を起こさないようにしなければならない。また，塗料を拭き取った布，塗料の付着した布片で，自然発火を起こすおそれのあるものは作業終了後速やかに処置しなければならない。
 - (11) 受注者は，塗り方については，塗料に適した工法とし，下記のいずれかにより，色境，隅々は乱さないよう十分注意し，区画線を明確に塗り分けなければならない。
 - ① 受注者は，はけ塗りについては，はけを用い，はけ目正しく一様に塗らなければならない。
 - ② 受注者は，吹き付け塗りについては，塗装用スプレーガンを用い，ガンの種類，口径及び空気圧は，用いる塗料の性状に応じて，適切なものを選び，吹きむらのないよう一様に塗らなければならない。
 - ③ 受注者は，ローラーブラシ塗りについては，ローラーブラシを用い，隅，ちり周りは小ばけ又は，専用ローラーを用い，全面が均一になるように塗らなければならない。
3. 受注者は，研磨紙ざり及び水研ぎについては，下層塗膜及びパテが硬化乾燥した後，各層毎に研磨紙又は，耐水研磨紙で素材の長手方向に，下層の塗膜を研ぎ去らないように注意して研がなければならない。
4. 受注者は，穴埋めについては，深い穴，大きなすき間に穴埋め用パテをへら又は，こてで押し込み埋め込まなければならない。
5. 受注者は，パテ飼いについては，面の状況に応じて，面の窪み，すき間，目違いなどの部分にパテをへらこてでなるべく薄く拾い付けなければならない。
6. 受注者は，パテしごきについては，穴埋め，パテ飼いの工程を行った後，研磨紙ざりを行い，パテ全面にへら付けし，表面に過剰のパテを残さないよう，素地が現れるまで十分しごき取らなければならない。

7. 受注者は、パテ付け、下地パテ付けについては、パテ飼い、研磨紙ずりの後、表面が平らになるまで全面にパテを塗りつけ、乾燥後、研磨紙ずりを行う工程を繰り返さなければならない。
8. 受注者は、塗装については原則として次の場合行ってはならない。なお、やむを得ず塗装しなければならない場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。
 - (1) 気温が5℃以下、湿度が85%以上の時又は、換気が適当でなく、結露するなど、塗料の乾燥に不適當な場合、やむを得ず塗装を行う場合は、採暖、換気などの養生を行わなければならない。
 - (2) 降雪雨の場合又は、塗料の乾燥前に降雪雨のおそれのある場合。
 - (3) 塗膜乾燥中に異物の付着が予想される場合。
 - (4) 塗被物が湿ったり又は、結露している場合。
 - (5) 炎天下で塗被表面の温度が高く、表面に泡を生じるおそれのある場合。
 - (6) コンクリートの亀裂などにより、漏水している場合。
9. オイルステインワニス塗りについては、**設計図書**によるものとし、これに定めのない場合は、以下の各号の規定によるものとする。

表12-3-2 オイルステインワニス塗り

工 程	塗 料 そ の 他			希 積 剤	希 積 率 (%)	塗 布 量 (kg/m ²)	放 置 時 間	
	規 格 番 号	規 格 名 称	規 格 種 別					
1	素地ごしらえ	3-13-3	素地ごしらえ	木部による。				
2	着色 (1回目)	-	油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10
3	ふき取り	全面布片でふき取る。						
4	着色 (2回目)	-	油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10
5	ふき取り	全面布片でふき取る。						
6	色押さえ	JIS K 5431	セラックニス	1種	変性アルコール	10以下	各発注機関の仕様による。	24
7	仕上げ塗り	JIS K 5441	長油性ワニス	-	塗料用シンナー	10以下		-
		JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス	-		10以下		-

- (1) 受注者は、ヒノキ、ヒバ、ツガ、ベイツガ及びマツ類の場合は、工程1の次に吸い込み止め（白ラックニス又はウッドシーラー）を行わなければならない。
 - (2) 受注者は、堅木の場合は工程1の次に目止め1回（油性の目止め剤）を行わなければならない。
10. 受注者は、木部防腐剤塗りについては、**設計図書**による材料、又は、(社)日本木材保存協会若しくは(社)日本しろあり対策協会が認定した木材防腐・防蟻剤（表面処理用）を使用しなければならない。

12-3-13-4 加工仕上げ工

1. 石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の規定による。
2. のみ切り仕上げは、荒こぶ取りした石の表面をさらにノミによって大きく高い山を

はつり取っていく加工のこととする。

荒こぶ取りは、玄能払いともいい、石材の種類、性質、又は石の目の間隔で、割肌に著しい高低や凹凸があった場合、ノミによって大きな山を切り崩し、荒石の表面を荒均しする程度の加工のこととする。

びしゃん仕上げは、中ノミ切り程度の表面をビシャンという道具で叩いて小山をつぶし、さらに平滑に仕上げること。また、機械挽きで生じた平坦面をビシャンで叩くことで、粗面にする加工のこととする。

小たたき仕上げは、ビシャン叩きをした石の表面を両刃という工具で1～2mmの平行線の筋がつくように均等に叩いて、さらに表面を細かく仕上げる加工のこととする。

あらみがきは、ビシャン仕上げ又は機械切りの上に研磨機を用いて磨いた比較的粗面でつやのない仕上げのこととする。

水みがきは、小叩き又はビシャン仕上げしたものに研磨剤と砥石又はグラインダーで磨く仕上げのことで、素地が磨けているがつやの出る手前の状態の仕上げのこととする。

本みがきは、つや出し粉を散布し、光沢を発揮している状態の仕上げのことで、本磨きのつや出し仕上げとし、つや出し粉を用いずに磨いた場合はつや消しとする。

3. コンクリート加工仕上げの施工については、**設計図書**及び監督員の**指示**がない場合は、以下の各号の規定による。

(1) はつり仕上げは、コンクリート面の表面仕上げの工法の1つで、ブレーカー及びこれに類する工具により、コンクリート面に対し鋭角に切削して仕上げることで、この場合深さは5～10mm程度とする。

つつき仕上げは、コンクリートの表面仕上げの工法の1つで、トンボ又は、これに類する工具により、コンクリート面に対し直角に切削して仕上げることで、この場合深さは3～5mm程度とする。

(2) 受注者は、コンクリートつつき仕上げの出来形寸法については、仕上げ以前の寸法としなければならない。

12-3-13-5 左官仕上げ工

1. 化粧目地切り、コンクリート金ゴテ仕上げ、コンクリートハケ引き仕上げ、モルタル金ゴテ仕上げ、モルタルハケ引き仕上げ、防水モルタル塗り、タイル下地モルタル塗りについては、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の規定による。

2. 受注者は、人造石仕上げの種類、顔料については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、監督員と**協議**しなければならない。

3. 受注者は、人造石研ぎ出しの施工については、原則として機械研ぎとし、最終研ぎ出しは砥石を用い、目つぶし、のろがけを繰り返して、仕上げ面のピンホールがないよう、滑らかに仕上げなければならない。

4. 受注者は、人造石洗い出しの施工については、上塗りの後、ブラシで種石面ののろをふき取り、石並びを調整した後、水引き具合を見計らいながら水を吹き付けて洗い出し、仕上げなければならない。

5. 受注者は、擬岩仕上げのコンクリート・モルタルの規格、顔料については、設計図によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

12-3-13-6 タイル仕上げ工

1. タイル張り仕上げについては、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の規定による。

2. タイル張り仕上げの養生と清掃については、以下の各号の規定による。

(1) 受注者は、強い直射日光、風、雨により損傷を受けるおそれのある場合は、シートを張り、養生を行わなければならない。

(2) 受注者は、タイル張り終了後、タイル表面を傷めないように清掃し、汚れを取り除かななければならない。やむを得ず清掃に酸類を用いる場合は、清掃前に十分水湿しをし、酸洗い後は直ちに水洗いを行い、酸分が残らないようにしなければならない。なお、金物類には、酸類が掛からないように養生を行わなければならない。

12-3-13-7 石仕上げ工

1. 石仕上げ工については、第12編12-3-7-14石材系舗装工の規定による。
2. 受注者は、乱形平石張りの施工については、石材に加工を加えながら、石相互のなじみ、高さをそろえて目地入れ作業を行い、仕上げなければならない。
3. 受注者は、方形平石張りの施工については、石材に加工を加えながら、石相互のなじみ、高さをそろえ、目地幅は整形とし、目地入れ作業を行い仕上げなければならない。

第14節 公園施設等撤去・移設工

12-3-14-1 公園施設撤去工

公園施設撤去工については、第12編12-1-3-3公園施設撤去工の規定による。

12-3-14-2 移設工

移植工の施工については、第12編12-1-3-4移設工の規定による。

12-3-14-3 伐採工

伐採工の施工については、第12編12-1-3-5伐採工の規定による。

12-3-14-4 発生材再利用工

発生材再利用工の施工については、第12編12-1-3-7発生材再利用工の規定による。

第4章 グラウンド・コート整備

第1節 適用

1. 本章は、野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゲートボール場などの運動施設における、グラウンド・コート舗装工、スタンド整備工、グラウンド・コート施設整備工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。
2. 各競技連盟の公認を必要とする施設については、その団体が定める競技規則による。
3. 構造物撤去工は第3編3-1-9構造物撤去工の規定による。
4. 仮設工は、第3編3-1-10仮設工の規定による。
5. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとし、これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

- 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 改訂版
- 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説
- 日本道路協会 道路土工要綱
- 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針
- 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針
- 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針
- 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧
- 日本道路協会 舗装再生便覧
- 日本道路協会 舗装施工便覧
- 日本道路協会 アスファルト混合所便覧
- 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）
- 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）
- 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針
- 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について
- 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について
- 建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について
- 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻
- 日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針
- 日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル

第3節 グラウンド・コート舗装工

12-4-3-1 一般事項

1. 本節は、グラウンド・コート舗装工として材料、舗装準備工、グラウンド・コート用舗装工、グラウンド・コート縁石工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、グラウンド・コート舗装工の施工については、敷地の状況、その他公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。
3. 受注者は、表面排水勾配の設定については**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、施工図を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。
4. グラウンド・コート舗装工の路盤、基層及び表層の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、転圧については、周辺の低い方から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。
 - (2) 受注者は、転圧については、開始から仕上げまで連続して行い、前に転圧した幅の1/2以上重ねて行わなければならない。

- (3) 受注者は、散水については、淡水を用いるものとし、泥水を使用してはならない。
- (4) 受注者は、工作物の取り付け部及び路側付近で、大型機械による転圧が困難な箇所については、小型転圧機で施工しなければならない。
- 5. 受注者は、路盤の施工において、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、その処置法について監督員と**協議**しなければならない。
- 6. 受注者は、路盤の施工前に、路床面の浮石、有害物を除去しなければならない。

12-4-3-2 材 料

- 1. グラウンド・コート舗装工で使用する以下の材料については、第3編3-1-6-3アスファルト舗装の材料、第3編3-1-6-4コンクリート舗装の材料の規格に適合するものとする。
 - (1) 上層・下層路盤の骨材
 - (2) アスファルト乳剤、基層に使用するアスファルト混合物
 - (3) 基層に使用するコンクリートの強度
- 2. グラウンド・コート舗装工に使用する以下の材料については、**設計図書**によるものとする。
 - (1) 粒状路盤材、粒度調整路盤材、基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類
 - (2) 基層に用いるコンクリートの種類
 - (3) 表層安定剤の種類
 - (4) クレー舗装に使用する土の種類と品質
 - (5) アンツーカー舗装に使用するアンツーカー（焼成土）の品質
 - (6) 天然芝舗装に使用する芝の種類と基盤となる土の種類、土壌改良材及び肥料の種類と品質
 - (7) 人工芝舗装に使用する人工芝の種類と品質
 - (8) 全天候型舗装に使用する表層材の種類と品質
 - (9) グラウンド・コート縁石工に使用するコンクリート縁石、舗装止め、見切材（仕切材）、内圏縁石の種類と品質
- 3. 路盤材に使用する火山砂利（軽石）については、粒径40mm以下で、多孔性物質で透水性に富み、極端に扁平及び細長い形状のもの、有害物を含まないものとする。
- 4. 砂については、きょう雑物を含まない天然砂とする。
- 5. 石灰岩ダストについては、粒径2.5mm以下で、きょう雑物を含まない良質なものとする。
- 6. 良質土については、**設計図書**によるものとする。また、黒土（黒色でほぐれた火山灰土）、赤土（赤色の火山灰土壌）又は、真砂土（花崗岩の風化土）とし、不純物を含まない均質なものとする。
- 7. 受注者は、以下の材料の試料及び試験結果について、施工前に監督員の**承諾**を得なければならない。ただし、実績がある場合で、**設計図書**に示す基準を満足することが明らかであり、監督員が**承諾**した場合は、受注者は、試料及び試験結果の**提出**を省略することができるものとする。
 - (1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材
 - (2) 基層に使用する骨材
- 8. 受注者は、施工前に使用する以下の材料の品質証明書を作成し、監督員に**承諾**を得なければならない。
 - (1) 火山砂利
 - (2) 基層に使用するアスファルト
 - (3) 再生用添加剤
 - (4) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料
 - (5) 人工芝舗装の表層に使用する人工芝
 - (6) 全天候舗装の表層に使用する表層材なお、**承諾**を得た瀝青材料であっても、製造後60日を経過した材料を使用してはならない。
- 9. 受注者は、グラウンド・コート舗装工に使用する材料のうち、試験が伴う材料につ

いては、舗装試験法便覧の規定によるものとし、試験を実施しなければならない。ただし、小規模工事については、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出し、監督員が承諾した場合には基準密度の試験を省略することができるものとする。

10. グラウンド・コート舗装工において、使用する全天候型表層材の物性値については、以下の表によるものとする。

表12-4-1 アスファルト乳剤系表層材

項目	標準値	試験方法
耐摩耗性	800mg以下	JIS K 7204 テーパー摩耗試験機 (CS-17, 9.8N, 1000回)
すべり抵抗値	湿潤時 40以上	ASTM E 303-66T (ホータブルスキッドレジスタンステスター)
テニスボールバウンド性	0.65～0.8	TB反発係数
耐候性：屋外暴露	ひび割れ，チョーキング，退色など著しい劣化が生じないこと。	一年間以上屋外南面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。
耐候性：促進暴露		JIS A 1415 WS-A 型ウェザーマーター 1000時間

表12-4-2 アスファルト弾性混合物

項目	標準値	試験方法
衝撃吸収性	10～45%	GB反発試験
弾性反発性	3～12%	SB反発試験
安定性	15～35%	プロクターニードル試験 φ4.5mm 20℃
復元性	60%以上	20℃ 1時間
密度	3～19kN/m ³ {1.3～1.9g/cm ³ }	

表12-4-3 アクリル樹脂系表層材

項目	標準値	試験方法
すべり抵抗	湿潤時 40以上	ASTM E 303-66T (ホータブルスキッドレジスタンステスター)
反発弾性	20%以下	SB反発係数
衝撃吸収性	50～70% (クッション無) 20～60% (クッション有)	GB反発試験
耐摩耗性	800mg以下	JIS K 7204 テーパー摩耗試験機 (CS-17, 9.8N, 1000回)
接着性	0.3N/mm ²	JIS K 6854 (20℃)
耐候性：屋外暴露	ひび割れ，チョーキング，退色など著しい劣化が生じないこと。	一年間以上屋外南面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。
耐候性：促進暴露		JIS A 1415 WS-A 型ウェザーマーター 1000時間

表12-4-4 ポリウレタン系表層材層材

項目	標準値	試験方法
硬さ	20℃ 45～75 70℃ 20℃の-10%以	JIS K 6253 デュロメーターA

	内	
引張強さ	2.0Mpa以上	JIS K 6521
伸 び	500%以上	JIS K 6521
引裂強度	12N/mm以上	JIS K 6521
耐候性：屋外暴露	ひび割れ，チョーキング，退色など著しい劣化が生じないこと。	一年間以上屋外南面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。
耐候性：促進暴露		JIS A 1415 WS-A 型ウェザーメーター 1000 時間
下地との接着性	20℃ 50N/25mm以上 50℃ 15N/25mm以上 又はアスコン凝集試験	JIS K 6854, 90 度剥離 下地 - アスコン

表12-4-5 透水型現場施工品表層材

項 目	標 準 値	試験方法
引張強度	0.5N/mm以上	JIS K 6521
伸び率	50%以上	JIS K 6521
耐摩耗性	200mg以下	JIS K 7204テ-パ-摩耗試験機 (CS-17, 9.8N, 1000 回)
反発弾性	25%以下	JIS K 6255
耐候性：屋外暴露	ひび割れ，チョーキング，退色など著しい劣化が生じないこと。	一年間以上屋外南面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。
耐候性：促進暴露		JIS A 1415 WS-A 型ウェザーメーター 1000 時間

- 受注者はグラウンド・コート縁石工に使用するコンクリートブロックについては、JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）の歩車道境界ブロック，地先境界ブロック又は，同等品以上の品質を有するものとする。また，コンクリートブロック以外の材料については**設計図書**によるものとする。
- 見切材（仕切材）については，第12編12-3-7-16園路縁石工の規定によるものとする。
- 公認陸上競技場で使用する内圏縁石については，財団法人日本陸上競技連盟の認定を受けたものとする。
- コンクリート二次製品については，第2編2-2-7-2セメントコンクリート製品の規定によるものとする。
- 受注者は，使用する機能及び意匠に係る材料については，施工前に仕上がり見本品又は，品質を証明する資料を作成し，監督員の**承諾**を得なければならない。

12-4-3-3 舗装準備工

舗装準備工の施工については，第3編3-1-6-5舗装準備工の規定による。

12-4-3-4 グラウンド・コート用舗装工

- 下層路盤，上層路盤及び基層の施工については，第3編第1章第6節一般舗装工の規定による。
- 中層の施工に当たり，以下の各号の規定による。
なお，中層は，クッション効果と，透水・保水効果をもち，表層が受ける衝撃を受け止め，表層から浸透してきた水を速やかに排出する一方，水分を保って表層が乾燥した場合に毛細管現象で水分を補給する層のこととする。
 - 受注者は，火山砂利の敷均しについては，材料の分離に注意しながら，1層の仕上がり厚さで15cmを越えないように均一に敷均らさなければならない。
 - 受注者は，火山砂利の締固めについては，修正CBR試験によって求めた最適含水比で，合格判定値を満足するように締固めなければならない。ただし，路床の状

- 態、使用材料の性状により、これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、中層の打ち継ぎを行う場合は、前日に施工した締固め路盤面の終端部をかき起こしてから当日の作業を行わなければならない。
 3. 舗装材料の各材料の混合については、以下の各号の規定による。
 - (1) 混合機種については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、混合面積及び現場との取合い等を考慮して機種を選定しなければならない。
 - (2) 受注者は、舗装材料の混合を行う場合、1層の仕上がり厚さが20cmを越えないように混合しなければならない。
 - (3) 受注者は、混合については、混合土砂などのバランスをとりながら、縦方向、横方向交互に耕耘し、均質に仕上げなければならない。また、耕耘回数は1層につき3回以上行わなければならない。
 - (4) 受注者は、混合については、開始から仕上げまで連続して施工し、混合幅の1/3以上重ねなければならない。
 - (5) 受注者は、混合については、路床、路盤の先行層面に損傷を与えないように注意して施工しなければならない。
 4. クレー舗装の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、表層については、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**の示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
 - (2) 受注者は、仕上がり面に土塊が残らないように、十分かき均さなければならない。
 - (3) 受注者は、表層仕上がり厚さが30mm以下の場合は、路床又は下層土面をレーキで浅くかき均し、なじみよくした上で敷均し、転圧を行わなければならない。
 - (4) 受注者は、化粧砂は厚さが3mm程度に均一に敷均し、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げなければならない。
 - (5) 受注者は、表層安定剤については、塩化マグネシウム又は塩化カルシウムとし、表層安定剤の所定量（100㎡当たり120kg）を均一に散布し、散水を行いながら転圧しなければならない。
 5. アンツーカー舗装の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、アンツーカーについては、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
 - (2) 受注者は、表層仕上がり厚さが30mm以下の場合は、路床又は下層土面をレーキで浅くかき均し、なじみよくした上で敷均し、転圧を行わなければならない。
 - (3) 受注者は、表層安定剤の所定量（100㎡当たり120kg）を均一に散布し、転圧しなければならない。
 6. 天然芝舗装の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、下層がある場合は、先行層面に損傷を与えないよう基盤となる客土層を運搬、敷均し転圧し、**設計図書**に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
 - (2) 基盤となる客土層の土壌改良の施工については、第12編12-1-5-4土層改良工、第12編12-1-5-5土性改良工の規定によるものとする。
 - (3) 天然芝の芝張り施工については、第12編12-2-3-6地被類植栽工の規定による。
 7. 人工芝舗装の施工については、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、基層を十分養生し、その仕上がりを**確認**してから表層の施工に入らなければならない。表層表面にローラーマークや不陸、又は欠陥部分が認められる場合は、平坦になるように修正しなければならない。
 - (2) **受注者**は、基層表面の土砂、塵埃は完全に除去し、油分が認められる場合は、希塩酸又は中性洗剤を用いてブラシ、ケレンで除去し、清掃後水洗いしなければならない。
 - (3) 受注者は、ラインの施工については、施工前にコート面に作図を行い、競技規則との適合を**確認**し、監督員の**承諾**を得なければならない。
 - (4) 受注者は、ラインの施工については、型定規を用いてアクリル樹脂系塗料をむらなく吹き付けるか、又は、ライン幅に人工芝をカットし、白色人工芝のライン用成形品を埋め込み、継目は接着テープ又は、接着剤で全面接合しなければならない。

- (5) 受注者は、砂入り人工芝の施工については、ライン芝埋め込み後、専用砂散布機（サンド・スプレッダー）を用い均一に散布し、ブラッシングを繰り返しながら砂を**設計図書**に示す高さ及び厚さに充填しなければならない。
- (6) 受注者は、施工中、施工後とも火気及び油脂類を持ち込んで서는ならない。
8. 全天候型舗装のアスファルト乳剤系表層材の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、レベリング層の施工については、施工前に基層面の不陸検査のために水をまき、水たまり部分のマークをし、マスチックを用いて塗布乾燥後縦方向及び横方向の転圧を繰り返し、不陸を修正しなければならない。
- (2) 受注者は、マスチック層の施工については、混合物が均一になるよう通常横型のプラスターミキサを用いて攪拌しなければならない。攪拌した混合物は、ゴムレーキを使用して均一な層となるよう薄く塗りつけなければならない。また、塗り重ねる場合は、前施工のレーキ塗り方向に直角方向でなければならない。なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とする。
- (3) 受注者は、トップ層の施工については、均一に攪拌した混合物を、ゴムレーキなどを使用し均一な層となるよう薄く塗りつけなければならない。
- (4) 受注者は、ライン塗りの施工については、ライン用塗料は完全に乾燥硬化したトップ層の上に毛質ハケを使用して塗布しなければならない。
- (5) 受注者は、監督員が**承諾**した場合を除き、気温7℃以下の場合、あるいは、シーリングした材料の乾燥硬化前降雨雪凍結のおそれのある場合は施工してはならない。
9. 全天候型舗装のアスファルト弾性混合物系表層材の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、アスファルト弾性混合物系表層材のアスファルト量及び弾性粒材量の決定については、配合設計を行い、監督員の**承諾**を得なければならない。ただし、小規模工事においては、これまでの実績又は定期試験による試験結果を**提出**し、監督員が**承諾**した場合には、配合設計を省略できるものとする。
- (2) 受注者は、アスファルト弾性混合物の混合作業については、バッチ式のプラントを用いる場合は、弾性粒材はアスファルト混合物に比して比重が小さいため、1バッチの混合量（質量）はプラントの公称能力の60～70%としなければならない。なお、ミキサでの混合時間は、比重の異なる材料が分離しないよう設定し、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。
- (3) 受注者は、アスファルト弾性混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。
- (4) 受注者は、アスファルト弾性混合物の舗設作業を監督員が**承諾**した場合を除き、気温5℃以下の時に施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、既に敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げなければならない。
- (5) 受注者は、アスファルト弾性混合物の敷均しについては、敷均し機械は施工条件に合った機種を選定するものとし、平坦になるように施工しなければならない。
- (6) 受注者は、機械仕上げが不可能な箇所の施工については人力施工としなければならない。
- (7) 受注者は、アスファルト弾性混合物の締固めについては、締固め機械は施工条件に合った機種を選定し、平坦になるように施工しなければならない。
- (8) 受注者は、アスファルト弾性混合物の敷均した後、合格判定値を満足するように締固めなければならない。
- (9) 受注者は、アスファルト弾性混合物について大型機械による締固めが不可能な箇所は、小型機械及び人力で締固めなければならない。
10. 全天候型舗装のアクリル樹脂系表層材の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、レベリング層の施工については、施工前に基層面の不陸検査のために水をまき、水溜まり部分のマークを行わなければならない。
- (2) 受注者は、基層面の不陸部分をアスファルト乳剤系の修正材を用い、事前に不陸

- を修正しなければならない。
- (3) 受注者は、アクリル樹脂系表層材の仕様に従って、塗布材を適当な粘度になるまで水を加えて十分に攪拌しなければならない。
 - (4) 受注者は、塗布材の施工については、ゴムレーキなどを使用し均一な層となるよう薄く塗りつけなければならない。塗りむらなどの凸部は塗布層毎に研磨修正を行い、各層毎に十分乾燥させた上で次層の塗布を行わなければならない。
 - (5) 受注者は、アクリル樹脂系表層の塗布作業を監督員が**承諾**した場合を除き、気温5℃以下、又は基層表面の温度が60℃以上の場合に施工してはならない。
11. 全天候型舗装のポリウレタン系表層材の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、基層を十分養生し、その仕上がりを**確認**してから表層の施工に入らなければならない。基層表面にローラーマークや不陸、又は欠陥部分が認められる場合は、ポリマーセメントペースト、樹脂モルタルなどを充填した後、プライマー処理を行い、平坦になるよう施工しなければならない。
 - (2) は、ウレタンベース層の施工については、施工前に基層とベース層を密着、一体化させるとともに、基層からの湿気上昇を防ぐため、プライマーをゴムレーキを使用し全面均一に塗布しなければならない。
 - (3) 受注者は、ウレタンベース層の施工については、必要時間混合・攪拌されたウレタン混合材を切れ目なく均一な厚さとなるよう、ゴムレーキを使用し平滑に敷均さなければならない。
 - (4) 受注者は、ウレタンベース層硬化後にベース層と上塗り層を密着一体化させるため、特殊プライマー材を均一に散布しなければならない。
 - (5) 受注者は、特殊プライマー施工後、ウレタンベース層に順次ウレタン上塗り材を切れ目なく均一な厚さとなるよう、ゴムレーキを使用し平滑に塗布し、トッピング仕上げの場合は、塗布後直ちにトッピング材（上塗り材と同色同質材の弾性チップ材）を過剰に散布し、1～2日後に過剰のトッピング材を除去しなければならない。また、トップコート仕上げの場合は、特殊トップコート材を均一に散布し敷均さなければならない。
 - (6) 受注者は、ポリウレタン系表層の舗設作業を監督員が**承諾**した場合を除き、気温10℃以下、又は各工程毎に完全硬化が得られないうちに降雨が予測される場合に施工してはならない。
 - (7) 受注者は、地下水や雨水により、表層のふくれが生じやすい場所に舗設する場合は、暗渠といった止水効果のあるものを設置し、エア抜きアンダードレーンパイプ、脱気盤を設置しなければならない。
12. 全天候型舗装の透水型表層材の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、基層（透水性アスファルト舗装）表面の土砂、塵埃は完全に除去し、油分が認められる場合は、希塩酸又は中性洗剤を用いてブラシ、ケレンなどで除去し、清掃後水洗いしなければならない。
 - (2) 受注者は、基層表面にローラーマークや不陸、又は欠陥部分が認められる場合は、透水性のレベリング材を用い平坦になるように施工しなければならない。
 - (3) 受注者は、ゴムチップ弾性層の施工については、施工前に基層とゴムチップ弾性層を密着させるために、プライマーを全面均一に塗布しなければならない。なお、プライマーは透水性を損なわないものを使用するものとする。
 - (4) 受注者は、ゴムチップ弾性層材の敷均しについては、厚さが均一でかつ平坦になるよう施工しなければならない。
 - (5) 受注者は、機械仕上げが不可能な場所の施工については、人力施工としなければならない。
 - (6) 受注者は、ゴムチップ弾性層の締固めについては、締固め機械は施工条件に合った機種のローラを選定しなければならない。
 - (7) 受注者は、ゴムチップ弾性層の敷均した後、合格判定値を満足するように締固めなければならない。
 - (8) 受注者は、ゴムチップ弾性層の大型機械による締固めが不可能な箇所については

- 小型機械及び人力で締固めなければならない。
- (9) 受注者は、ゴムチップ弾性層の舗設後トップコート塗布作業まで、1週間の養生期間をおかななければならない。
 - (10) 受注者は、トップコート塗布については、施工前にゴムチップ弾性層表面の土砂塵埃は完全に除去しなければならない。
 - (11) 受注者は、ゴムチップ弾性層とトップコート層を密着させるため、プライマーを全面均一に塗布しなければならない。なお、プライマーは透水性を損なわないものを使用するものとする。
 - (12) 受注者は、プライマー施工後、トップコート材を切れ目なく均一な厚さとなるようにゴムレーキを使用し、平滑に塗布しなければならない。また、トップコート塗布の1回目と2回目の塗布間隔については、4時間以上の間隔をとり、24時間以内に2回目の塗布を行わなければならない。
 - (13) 受注者は、透水型表層の舗設作業を監督員が**承諾**した場合を除き、気温5℃以下、又は、各工程毎に完全硬化が得られないうちに降雨が予測されるときに施工してはならない。
13. グラウンド・コート砂舗装については、第12編12-3-7-10土系舗装工の砂舗装の規定によるものとする。
 14. グラウンド・コートダスト舗装については、第12編12-3-7-10土系舗装工の石灰岩ダスト舗装の規定によるものとする。

12-4-3-5 グラウンド・コート縁石工

1. コンクリート縁石、舗装止めの施工については、第3編3-1-3-5縁石工の規定による。
2. 見切材（仕切材）の施工については、第12編12-3-7-16の規定による。
3. 内圏縁石の施工に当たり、以下の各号の規定による。
 - (1) 基礎材及び均しコンクリートの施工については、第12編12-3-3-4貯水施設工の規定による。
 - (2) 基礎コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
 - (3) 受注者は、構造物の完成後の埋戻しを行う場合は、第3編3-1-3-3作業土工の規定によらなければならない。
 - (4) 受注者は、内圏縁石の据え付けについては、公認種別毎に定められた位置に、距離の公差以内となるように施工しなければならない。

第4節 スタンド整備工

12-4-4-1 一般事項

1. 本節は、スタンド整備工として材料、スタンド擁壁工、ベンチ工、その他これらに類する工種について定める。
2. 床掘り、埋戻しを行う場合は、第3編3-1-3-3作業土工の規定による。
3. 基礎材及び均しコンクリートの施工については、第12編12-3-3-4貯水施設工の規定による。
4. コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
5. 受注者は、**設計図書**に示す木材の寸法については、製材においては仕上がり寸法とし、素材については**設計図書**に明示する場合を除き末口寸法としなければならない。
6. 受注者は、スタンド整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。

12-4-4-2 材 料

1. 鋼材は、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
 - JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット）
 - JIS B 1256（平座金）
 - JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）
 - JIS G 3201（炭素鋼鍛鋼品）
 - JIS G 3350（一般構造用軽量形鋼）
 - JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）
 - JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）

- JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)
 - JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)
 - JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)
 - JIS G 5101 (炭素鋼鋳鉄品)
 - JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品)
 - JIS G 5502 (球状黒鉛鍛鋼品)
 - JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)
 - JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材)
2. 木材については、第2編2-2-4-1一般事項、第12編12-3-9-2材料の規定によるものとする。
 3. 合成樹脂製品は、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
 - JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)
 - JIS K 6745 (プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板品)
 - JIS K 6919 (繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂)
 - JIS R 3412 (ガラスロービング)
 4. 塗料はJISの規格に適合するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造所の製品を使用するものとする。
 5. さび止め塗料は、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
 - JIS K 5621 (一般用さび止めペイント)
 - JIS K 5551 (構造用さび止めペイント)
 - JIS K 5672 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)
 - JIS K 5623 (亜鉛化鉛さび止めペイント)
 - JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)
 - JIS K 5629 (鉛酸カルシウムさび止めペイント)
 - JIS K 8610 (電気亜鉛めっき)
 - JIS K 1180 (六角ボルト)
 - JIS K 1181 (六角ナット)
 6. プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁は、第2編2-2-7-2セメントコンクリート製品の規定によるものとする。
 7. 製品は、原則として製作所の商標記号、製造年月を刻印したものを使用するものとする。

12-4-4-3 スタンド擁壁工

1. 受注者は、スタンド擁壁工の施工については、「**道路土工－ 擁壁工指針5-11 施工一般**」及び「**土木構造物 標準設計第2 巻解説書4.3 施工上の注意事項**」の規定によらなければならない。
2. 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の施工については、基礎との密着を図り、接合面が食い違わないように施工しなければならない。
3. 受注者は、目地材の施工については、**設計図書**によらなければならない。
4. 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工については、**設計図書**によるものとし、付着・水密性を保つように施工しなければならない。
5. 受注者は、水抜管の施工については、**設計図書**によるものとし、コンクリート打設後、水抜管の有効性を**確認**しなければならない。
6. 受注者は、吸い出し防止材の施工については、水抜管からスタンド擁壁背面の土が流出しないように施工しなければならない。
7. 受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、現地の状況により、**設計図書**に示された構造により難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。
8. コンクリート面の塗装については、第3編3-1-3-11コンクリート面塗装工及び第12編12-3-13-3塗装仕上げ工の規定によるものとする。

12-4-4-4 ベンチ工

1. 受注者は、ベンチの施工については、ベンチ本体をコンクリート基礎又は、ベンチ

脚部にボルトで取り付けるものについては、**設計図書**によるものとし、アンカーボルト及びその付属品金物を設置しなければならない。

2. 受注者は、ベンチ腰板については、水平に取り付け、ベンチ前面の足元地盤に停滞水が生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、ベンチの据え付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。
4. 受注者は、木製腰板のボルト埋木については、割れ、ひびがない腰板と同じ材質の材料を使用し、接着剤を塗布し、隙間のないように打ち込み、表面は平滑に仕上げなければならない。
5. 塗装については第12編12-3-13-3塗装仕上げ工の規定によるものとする。

第5節 グラウンド・コート施設整備工

12-4-5-1 一般事項

1. 本節は、グラウンド・コート施設整備工として材料、ダッグアウト工、スコアーボード工、バックネット工、競技施設工、スポーツポイント工、審判台工、掲揚ポール工、衝撃吸収材工、グラウンド・コート柵工、グラウンド・コート施設修繕工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、基礎材及び均しコンクリートの施工については、第12編12-3-3-4貯水施設工の規定によらなければならない。
3. コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
4. 受注者は、**設計図書**に示す木材の寸法については、製材においては仕上がり寸法とし、素材については**設計図書**に明示する場合を除き末口寸法としなければならない。
5. 受注者は、スタンド整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、また、公認施設については競技規則等に示される寸法並びに距離の公差に従い、正確に位置出しをしなければならない。

12-4-5-2 材 料

1. 鋼材は、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
 - JIS B 1180 (六角ボルト)
 - JIS B 1181 (六角ナット)
 - JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト, 六角ナット, 平座金のセット)
 - JIS B 1256 (平座金)
 - JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)
 - JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)
 - JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)
 - JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)
 - JIS G 3125 (高耐候性圧延鋼材)
 - JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品)
 - JIS G 3350 (一般構造用軽量形鋼)
 - JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)
 - JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)
 - JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)
 - JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)
 - JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)
 - JIS G 5101 (炭素鋼鑄鉄品)
 - JIS G 5501 (ねずみ鑄鉄品)
 - JIS G 5502 (球状黒鉛鍛鋼品)
 - JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)
 - JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)
2. 鉄線、ワイヤーロープ、鉄網材は、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
 - JIS G 3525 (ワイヤーロープ)
 - JIS G 3532 (鉄線)
 - JIS G 3542 (着色塗装亜鉛めっき鉄線)

- JIS G 3543 (合成樹脂被覆鉄線)
 JIS G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子)
 JIS G 3552 (ひし形金網)
 JIS G 3553 (クリンプ金網)
 JIS G 3554 (きつ甲金網)
 JIS G 3555 (織金網)
3. 木材は、有害な腐れ、割れの欠陥のないものとし、第12編12-3-9-2材料によるものとする。
 4. 木材の防腐処理は、JIS K 1571 (木材保存剤—性能基準及びその試験方法) 及び加圧処理用木材防蟻剤の室内防蟻効力試験方法及び性能基準 (JWPS-TW) の合格基準に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
 5. 合成樹脂製品は、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
 JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニール管)
 JIS K 6745 (プラスチック—硬質ポリ塩化ビニール板品)
 JIS K 6919 (繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂)
 JIS R 3412 (ガラスロービング)
 6. 塗料はJISの規格に適合するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造所の製品を使用するものとする。
 7. さび止め塗料は、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
 JIS K 5621 (一般用さび止めペイント)
 JIS K 5551 (構造用さび止めペイント)
 JIS K 5672 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)
 JIS K 5623 (亜鉛化鉛さび止めペイント)
 JIS K 5625 (シアナミド酸鉛さび止めペイント)
 JIS K 5629 (鉛酸カルシウムさび止めペイント)
 JIS K 8610 (電気亜鉛めっき)
 8. バックネットの構成部材については、JIS A 6518 (ネットフェンス構成部材) によるものとし、材質、寸法などは**設計図書**によるものとする。
 9. 砂場縁石の材質、規格及び砂の種類、規格については、**設計図書**によるものとする。
 10. ラインマーク、ポイント杭で使用する材質、色、マークについては、**設計図書**によるものとする。
 11. 衝撃吸収材の材質、規格寸法については、**設計図書**によるものとする。
 12. グラウンド・コート柵工の構成部材については、JIS A 6518 (ネットフェンス構成部材) によるものとし、材質、寸法等は**設計図書**によるものとする。
 13. グラウンド・コート柵工の支柱に用いるコンクリート柱については、プレキャストコンクリート製とし、表面は平滑で傷のないものとする。
 14. 製品は、原則として製作所の商標記号、製造年月を刻印したものを使用するものとする。

12-4-5-3 ダッグアウト工

ダッグアウト基礎、ダッグアウト設置、ダッグアウト設備の施工については、3-12-3 四阿工の規定によるものとする。

12-4-5-4 スコアード工

スコアード基礎、スコアード設置、スコアード設備の施工については、3-12-3 四河工の規定によるものとする。

12-4-5-5 バックネット工

1. 受注者は、バックネット基礎の施工については、杭打ち機により掘削する場合は、掘削穴が扁心及び傾斜しないように注意して掘削を行わなければならない。
2. 受注者は、掘削を行う場合については、地下埋設物に破損や障害を発生させないように施工しなければならない。
3. 受注者は、バックネット支柱の建て込みについては、支柱の通り、支柱上端のキャ

ップの有無**確認**後、支柱が傾斜しないように施工しなければならない。

4. 受注者は、金網の施工については、たるみのないように取り付けなければならない。
5. 受注者は、アンカーボルトの設置については、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。
6. 受注者は、バックネット支柱の基礎コンクリートを箱抜きした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れてモルタルやシーリング材などで仕上げなければならない。

12-4-5-6 競技施設工

1. 競技施設工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、フェールポールの設置については、フェールポールはフェールライン上に直立させ、仕上げ地盤面から高さ、水平、ポール上端のキャップの有無、据え付け強度に注意してねじれのないように施工しなければならない。
3. 受注者は、ネットポストの設置については、ネットポストはサイドライン中央部の外側に、サイドラインから同一の距離に直立させ、計画地盤面から高さ、水平、ポスト上端のキャップの有無、据え付け強度に注意してねじれのないように施工しなければならない。
4. 受注者は、ポストのボルト、ナット又は軸による接合部については、ゆるみ、抜け落ちなどがないように止めネジ、座金、割ピンを用いて十分締付けなければならない。
5. 受注者は、ゴールポストの設置については、ゴールポストはゴールライン上に直立させ、計画地盤面からの高さ、水平、ポスト上端のキャップの有無、据え付け強度に注意してねじれのないように施工しなければならない。
6. 受注者は、支柱台の施工については、支柱台の頂部が助走路計画地盤面と同一面となるように仕上げなければならない。
7. 受注者は、使用するフェールポール、ポスト、ゴールポスト、スポーツサークル、跳躍箱、踏切板がJIS製品以外の場合は、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
8. 受注者は、スポーツサークル、跳躍箱、踏切板の施工については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、製造所の仕様によるものとする。
9. 受注者は、センターガイドの施工については、**設計図書**に示す位置に施工しなければならない。
10. 受注者は、ピッチャープレートの施工については、ピッチャープレートは規格品を使用し、**設計図書**に示す位置に水平に設置しなければならない。
11. 受注者は、ホームベース及び塁ベースの施工については、ホームベース及び塁ベースは規格品を使用し、**設計図書**に示す位置に水平に設置しなければならない。
12. 受注者は、塁ベース基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分に突固めなければならない。

12-4-5-7 スポーツポイント工

1. スポーツポイント工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、ラインマーク、ポイント杭の施工については、**設計図書**に示す位置に計画地盤面と同一面となるよう据え付け、設置後動かないように施工しなければならない。

12-4-5-8 審判台工

1. 審判台工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、審判台の設置については、計画地盤面から高さ、水平に注意してねじれのないように施工しなければならない。

12-4-5-9 掲揚ポール工

掲揚ポールの施工については、第12編12-3-11-11掲揚ポール工の規定によるものとする。

12-4-5-10 衝撃吸収材工

1. 衝撃吸収材工の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、既設構造物表面に付着した塵埃、粉化物を除去しなければならない。
3. 受注者は、既設構造物表面に小穴、亀裂又は、突起物がある場合、穴埋めやサンダ

一処理を行い、表面を平滑にしなければならない。

4. 受注者は、衝撃吸収材の設置については、既存構造物と一体になるよう施工しなければならない。

12-4-5-11 グラウンド・コート柵工

1. 受注者は、グラウンド・コート柵工の基礎の施工については、杭打ち機により掘削する場合は、掘削穴が扁心及び傾斜しないように注意して掘削を行わなければならない。
2. 受注者は、掘削を行う場合については、地下埋設物に破損や障害を発生させないように施工しなければならない。
3. グラウンド・コート柵工の支柱の建て込みについては、以下の各号の規定による。
 - (1) 受注者は、支柱の通り、支柱上端のキャップの有無を**確認**し、支柱が傾斜しないよう施工しなければならない。
 - (2) 受注者は、付近の構造物に支障にならないよう努めなければならない。
4. 受注者は、金網、防球ネットの施工については、たるみのないように取り付けなければならない。
5. 受注者は、アンカーボルトの設置については、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。
6. 受注者は、グラウンド・コート柵工の支柱の基礎コンクリートを箱抜きした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れてモルタル仕上げをしなければならない。

12-4-5-12 グラウンド・コート施設修繕工

グラウンド・コート施設修繕工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

第5章 自然育成

第1節 適用

1. 本章は、公園緑地工事における自然育成施設工、自然育成植栽工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。
2. 構造物撤去工は第3編3-1-9構造物撤去工の規定による。
3. 仮設工は、第3編3-1-10仮設工の規定による。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準類

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。

第3節 自然育成施設工

12-5-3-1 一般事項

1. 本節は、自然育成施設工として材料、自然育成盛土工、自然水路工、水田工、ガレ山工、粗朶山工、カントリーヘッジ工、石積土堰堤工、しがらみ柵工、自然育成型護岸工、保護柵工、解説板工、自然育成施設修繕工、作業土工、自然育成型護岸基礎工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・柵工、杭出し水制工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、動植物の生育・生息空間等を創出・復元するために行う自然育成工法の趣旨及び設計意図を踏まえて施工に当たらなければならない。
3. 受注者は、自然育成の施工については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、監督員と**協議**しなければならない。

12-5-3-2 材料

1. 受注者は、自然育成工で使用する材料の種類及び規格は、**設計図書**によるものとする。ただし、これにより難しい場合は監督員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、現地で材料を採取する場合については、監督員の**確認**を受けなければならない。

12-5-3-3 自然育成盛土工

1. 受注者は、自然育成盛土工については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、監督員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、自然育成盛土の施工については、締固めは、必要最小限にとどめ、目標とする生物の生育環境を理解して仕上げなければならない。

12-5-3-4 自然水路工

1. 受注者は、自然水路工については、自然に存在する水路の状態を再現するために行う趣旨を踏まえて、施工しなければならない。
2. 受注者は、水路の防水を自然環境に近づけるために行う叩き粘土の施工については、漏れがないよう緊密に叩いて仕上げなければならない。
3. ごろた石積及び崩れ積の施工については、第12編12-1-8-9石積工の規定による。
4. 受注者は、砂、礫敷の施工については、自然型水路床の洗掘防止機能と、生物の生育環境に配慮して敷設しなければならない。

12-5-3-5 水田工

1. 受注者は、叩き粘土の施工については、第12編12-5-3-4自然水路工の規定によらなければならない。
2. 受注者は、水田土壌盛土の施工については、第12編12-5-3-3自然育成盛土の規定によらなければならない。
3. 受注者は、流入口及び排出口の施工については、**設計図書**によらなければならない。
4. 受注者は、角落し及び角落し受柵の施工については、**設計図書**によらなければならない。

12-5-3-6 ガレ山工

受注者は、ガレ（自然石、コンクリート塊、管）を用いて動物や昆虫の生息空間を創出するガレ山の施工については、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。

12-5-3-7 粗朶山工

受注者は、粗朶を用いて動物や昆虫の生息空間を創出する粗朶山の施工については、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。

12-5-3-8 カントリーヘッジ工

受注者は、木の太枝を編んだ垣根につる性植物等をからませて、動物や昆虫の生育空間を創出するカントリーヘッジの施工については、つる性植物が絡めるよう堅固に組み立てるとともに、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。

12-5-3-9 石積土堰堤工

1. 受注者は、土堰堤を石積で行い、動物や昆虫の生育の場を創出する石積土堰堤の施工については、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。
2. 石積の施工については、第12編12-1-8-9石積工の規定による。

12-5-3-10 しがらみ柵工

受注者は、竹や木の枝を組んで法面の保護を行うしがらみ柵の施工については、生物の生息環境に配慮し、法面が保全できるように堅固に仕上げなければならない。

12-5-3-11 自然育成型護岸工

1. 受注者は、護岸を自然環境に近い状態に整備する自然育成型護岸工の施工については、工法及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。
2. 自然育成型護岸工の施工については、第3編3-1-3-26多自然型護岸工の規定による。
3. 階段ブロック積及び魚巣ブロック積の施工については、第3編3-1-5-3コンクリートブロック工の規定による。
4. 種子散布、公園筋芝、公園市松芝の施工については、第3編3-1-14-2植生工の規定による。
5. 覆土工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。
6. かが工の施工については、第3編3-1-14-7かが工の規定による。

12-5-3-12 保護柵工

保護柵工の施工については、第12編12-3-11-8柵工の規定による。

12-5-3-13 解説板工

1. 受注者は、解説板の施工については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、解説板工の施工については、地盤高からの高さ、水平性に留意して、ねじれないように十分注意しなければならない。

12-5-3-14 自然育成施設修繕工

自然育成施設修繕工の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

12-5-3-15 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編3-1-3-3作業土工の規定による。

12-5-3-16 自然育成型護岸基礎工

1. 現場打基礎、プレキャスト基礎の施工については、第3編3-1-4-3基礎工（護岸）の規定による。
2. 一本土台、片梯土台、梯子土台、止杭一本土台の施工については、第3編3-1-4-3基礎工（護岸）の規定による。

12-5-3-17 沈床工

沈床工の施工については、第3編3-1-3-18沈床工の規定による。

12-5-3-18 捨石工

1. 捨石工の施工については、第3編3-1-3-19捨石工の規定による。
2. 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。

12-5-3-19 かご工

1. じゃかご及びふとんかごの施工については、第3編3-1-14-7かご工の規定による。
2. 植生かごマットで使用する材料の種類及び規格は、**設計図書**によらなければならない。
3. 植生かごマットの施工については、第3編3-1-14-7かご工の規定による。

12-5-3-20 元付工

元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

12-5-3-21 牛・枠工

1. 受注者は、水制工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、**設計図書**に関して監督員と**協議**し、これを処理しなければならない。
2. 受注者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を記載した資料を監督員に**提出**しなければならない。なお、**設計図書**において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
3. 牛・枠工の施工については、第6編6-1-10-7牛・枠工の規定による。

12-5-3-22 杭出し水制工

杭出し水制工の施工については、第6編6-1-10-8杭出し水制工の規定による。

第4節 自然育成植栽工

12-5-4-1 一般事項

1. 本節は、自然育成植栽工として材料、湿地移設工、水生植物植栽工、林地育成工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、自然環境の創出・復元を目的とした自然育成植栽工の趣旨及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。

12-5-4-2 材 料

1. 受注者は、使用する材料については、**設計図書**によらなければならない。また、現場搬入後は、水を切らさないようにし、材料を重ねて圧迫したり、長期間日光にさらして乾燥期させたりしないよう注意しなければならない。
2. 受注者は、使用する材料については、みだりに天然物を採取せず、採取する場合は、法律で規制された区域で採取を行ってはならない。また、採取場所については、監督員の**承諾**を得なければならない。
3. 水生植物の材料は、下記の事項に適合したもの、又は同等以上の品質を有するものとする。
 - (1) 水生植物の材料の形状は**設計図書**によるものとし、傷、腐れ、病害虫のないもので、生育良好なものとする。
 - (2) 茎葉及び根系が充実したものであって、着花類については花及びつぼみの良好なものとする。

12-5-4-3 湿地移設工

受注者は、湿地移設工の施工については、**設計図書**によるものとし、施工前に十分調査の上、時期、工法の計画を作成し、監督員の**承諾**を得なければならない。

12-5-4-4 水生植物植栽工

受注者は、水生植物植栽工の施工については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、監督員と**協議**しなければならない。

12-5-4-5 林地育成工

1. 受注者は、林地育成工の施工については、残置する樹木及び周辺樹木を損傷しないよう十分注意しなければならない。
2. 受注者は、間伐（択伐）及び皆伐の施工については、伐採の時期が**設計図書**に示されていない場合は、監督員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、除伐の施工については、**設計図書**によるものとし、対象となる樹木を根元より伐採しなければならない。
4. 受注者は、切り株保護の施工については、萌芽枝を傷めないように切株の周囲に生えている草やつるの除去を手刈りで行わなければならない。
5. 受注者は、株立整理の施工については、一株当たり数本の丈夫な新枝を残し、株の

整理をしなければならない。

6. 受注者は、既存樹木の生育障害や景観上支障となるつる性植物のつる切りの施工については、つるを根元より切り取らなければならない。
7. 受注者は、下刈りの施工については、**設計図書**によるものとし、施工時期が**設計図書**に示されていない場合は、監督員と**協議**しなければならない。
8. 受注者は、落葉かき及び林床整理の施工については、**設計図書**によらなければならない。
9. 受注者は、殻運搬処理については、樹木の主枝を切断の上、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、**設計図書**に示されていない場合は、監督員と**協議**しなければならない。

第5節 公園施設等撤去・移設工

12-5-5-1 公園施設撤去工

公園施設撤去工については、第12編12-1-3-3公園施設撤去工の規定による。

12-5-5-2 移設工

移植工の施工については、第12編12-1-3-4移設工の規定による。

12-5-5-3 伐採工

伐採工の施工については、第12編12-1-3-5伐採工の規定による。

12-5-5-4 発生材再利用工

発生材再利用工の施工については、第12編12-1-3-7発生材再利用工の規定による。